

令和 6 年

# 三川町議会会議録

第 4 回 議会定例会

令和 6 年 9 月 3 日 開会

令和 6 年 9 月 9 日 閉会

三川町議会事務局

令和 6 年

## 第 4 回 三川町議会定例会会議録

令和 6 年 9 月 3 日 開 会

令和 6 年 9 月 9 日 閉 会

三川町議会事務局

## 目 次

第 1 日                      9 月 3 日 (火)                      会議録第 1 号

|                                                                |     |
|----------------------------------------------------------------|-----|
| 会議録署名議員の指名 .....                                               | 3   |
| 会期の決定 .....                                                    | 3   |
| 諸般報告                                                           |     |
| ・三川町行政評価に関する報告書について .....                                      | 4   |
| 議第 40 号    令和 6 年度三川町一般会計補正予算 (第 2 号) .....                    | 4   |
| 議第 41 号    令和 6 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) .....              | 4   |
| 議第 42 号    令和 6 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) .....             | 4   |
| 議第 43 号    令和 6 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) .....                | 4   |
| 議第 44 号    令和 6 年度三川町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) .....                 | 4   |
| 請願第 1 号    国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見<br>書提出についての請願 ..... | 2 3 |
| 一般質問      7 名 .....                                            | 2 4 |

第 2 日                      9 月 4 日 (水)                      休                      会

<請願審査委員会 開催>

第 3 日                      9 月 5 日 (木)                      会議録第 2 号

|                                                          |     |
|----------------------------------------------------------|-----|
| 議第 45 号    令和 5 年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について .....             | 7 2 |
| 議第 46 号    令和 5 年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について .....       | 7 2 |
| 議第 47 号    令和 5 年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい<br>て .....  | 7 2 |
| 議第 48 号    令和 5 年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について .....         | 7 2 |
| 議第 49 号    令和 5 年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ<br>いて ..... | 7 2 |
| 議第 50 号    令和 5 年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ...          | 7 2 |
| 請願審査委員会報告 (総務文教常任委員会)                                    |     |

|         |                                                  |     |
|---------|--------------------------------------------------|-----|
| 請願第 1 号 | 国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願 ..... | 7 6 |
|---------|--------------------------------------------------|-----|

【決算審査特別委員会 開催】

第 4 日                      9 月 6 日（金）                      休                      会

【決算審査特別委員会 開催】

第 5 日                      9 月 7 日（土）                      休                      会

第 6 日                      9 月 8 日（日）                      休                      会

第 7 日                      9 月 9 日（月）                      会議録第 3 号

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| (決算審査特別委員会委員長報告) .....                         | 8 0 |
| 議第 5 1 号    三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ..... | 8 2 |
| 議第 5 2 号    山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について .....    | 8 2 |
| 議第 5 3 号    三川町教育委員会教育長の任命について .....           | 8 3 |
| (別紙)        三川町議会議員の派遣について .....               | 8 6 |

## 令和6年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和6年9月3日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |            |     |            |     |            |
|------|------------|-----|------------|-----|------------|
| 1 番  | 小野寺 正 樹 議員 | 2 番 | 佐 藤 栄 市 議員 | 3 番 | 小 林 茂 吉 議員 |
| 4 番  | 佐久間 千 佳 議員 | 5 番 | 砂 田 茂 議員   | 6 番 | 鈴 木 淳 士 議員 |
| 7 番  | 鈴 木 重 行 議員 | 8 番 | 成 田 光 雄 議員 | 9 番 | 町 野 昌 弘 議員 |
| 10 番 | 志 田 徳 久 議員 |     |            |     |            |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|                                                    |                                    |
|----------------------------------------------------|------------------------------------|
| 阿 部 誠 町 長                                          | 石 川 稔 副 町 長                        |
| 齋 藤 正 志 教 育 長                                      | 高 橋 誠 一 総 務 課 長                    |
| 佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長                                  | 鈴 木 亨 町 民 課 長 兼<br>会計管理者兼会計課長      |
| 鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼<br>地域包括支援センター長                     | 本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併<br>教育課学校教育主幹 |
| 須 藤 輝 一 産業振興課長併<br>農業委員会事務局長                       | 本 間 純 建 設 環 境 課 長                  |
| 中 條 一 之 教育委員会教育課長兼<br>公民館長兼文化交流館長併<br>農村環境改善センター所長 |                                    |
| 和 田 勉 監 査 委 員                                      | 庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長              |

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

|         |             |     |     |   |
|---------|-------------|-----|-----|---|
| 加 藤 善 幸 | 議 会 事 務 局 長 | 飯 鉢 | 凜 書 | 記 |
| 遠 渡     | 蓮 書         | 記   |     |   |

6. 会議事件は次のとおりである。

#### 議 事 日 程

○ 第 1 日            9月3日（火）            午前9時30分開会

|       |                             |                                                |
|-------|-----------------------------|------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                  |                                                |
| 日程第 2 | 会期の決定                       |                                                |
| 日程第 3 | 諸般報告<br>・三川町行政評価に関する報告書について |                                                |
| 日程第 4 | 議第40号                       | 令和6年度三川町一般会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第 5 | 議第41号                       | 令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算<br>（第2号）                |
| 日程第 6 | 議第42号                       | 令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算<br>（第1号）               |
| 日程第 7 | 議第43号                       | 令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）                      |
| 日程第 8 | 議第44号                       | 令和6年度三川町下水道事業会計補正予算（第1号）                       |
| 日程第 9 | 請願第1号                       | 国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改<br>定を求める意見書の提出についての請願 |
| 日程第10 | 一般質問                        | 7名                                             |

○ 散 会

○議 長（志田徳久議員） ただいまから令和6年第4回三川町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

○議 長（志田徳久議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（志田徳久議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 小林茂吉議員、4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名します。

○議 長（志田徳久議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。2番 佐藤栄市議員。

○2 番（佐藤栄市議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る8月28日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として令和6年度各会計補正予算5件、令和5年度各会計決算認定6件、条例制定1件、事件案件1件、人事案件1件、以上14件があり、この他に諸般報告1件、請願1件、一般質問7名、議長提案1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日3日から9日までの7日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告1件を行った後、令和6年度各会計補正予算5件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となります。なお、今定例会では、夜間議会を開催することとしておりますので、本日午後5時以降をそれにあて、一般質問を行います。一般質問は、7名の議員から通告があり、1人30分を持ち時間として通告順に行い、本会議はこれで散会となります。

第2日目の4日は、本会議は休会となり、請願審査委員会が開催されます。

第3日目の5日は、午前9時30分より本会議を開き、令和5年度各会計決算認定6件が一括上程され、決算の概要説明及び決算審査結果の報告を行い、直ちに議長発議により決算審査特別委員会を設置し、各会計決算6件を審査付託します。次に追加議事日程として請願審査委員会報告が予定されており、これで本会議は終了となります。その後、決算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。

なお、決算審査においては、係長以上の出席を求めることにしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととします。

第4日目の6日は、午前9時30分から引き続き決算審査特別委員会が本議場で再開されます。

第5日目の7日、第6日目の8日は、本会議は休会であります。

第7日目の最終日9日は、午前9時30分に本会議を開き、決算審査特別委員会委員長の

報告を行い、討論・採決を行います。次に、条例制定1件及び事件案件1件が一括上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に人事案件1件が上程、採決となります。その後、議長提案1件が上程され、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（志田徳久議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月9日までの7日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月9日までの7日間に決定しました。

- 議長（志田徳久議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

町当局より「三川町行政評価に関する報告書について」、報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

- 説明員（石川 稔副町長） 第7次三川町行財政改革大綱並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、令和5年度事業に係る行政評価を行いましたのでご報告いたします。

評価の方法について申し上げますと、第4次三川町総合計画の実施計画に掲げておりました事務事業につきまして、所管課等による第1次評価を行い、その後、第1次評価の検証と課題及び今後の対応策につきまして、管理職で構成いたします行財政改革推進本部会議において、第2次評価を実施いたしましたところであります。これら2回の評価を踏まえまして、去る8月8日、町内各種機関・団体代表者及び識見者により構成いたします三川町行財政改革推進懇談会におきまして、全施策の実施結果の検証と今後の方向性について、第3次評価としてご意見、ご提言をいただいたところであります。その結果等につきましては、三川町行政評価に関する報告書として本日配布させていただいておりますのでご参照いただき、報告書の朗読につきましては割愛させていただきます。

また、三川町行政評価調書につきましては、町のホームページ等でも公表していくことを申し添えまして報告いたします。

- 議長（志田徳久議員） 以上で諸般報告を終わります。

お諮りします。日程第4から日程第8まで以上5件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第8まで以上5件を一括議題とすることに決定いたしました。



○議長（志田徳久議員） 日程第４、議第４０号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第２号）」、日程第５、議第４１号「令和６年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」、日程第６、議第４２号「令和６年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、日程第７、議第４３号「令和６年度三川町介護保険特別会計補正予算（第１号）」、日程第８、議第４４号「令和６年度三川町下水道事業会計補正予算（第１号）」、以上５件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま、一括上程されました議第４０号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第２号）」、議第４１号「令和６年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」、議第４２号「令和６年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、議第４３号「令和６年度三川町介護保険特別会計補正予算（第１号）」及び議第４４号「令和６年度三川町下水道事業会計補正予算（第１号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第４０号「令和６年度三川町一般会計補正予算（第２号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億９,１０３万９,０００円を追加し、補正後の予算総額を５３億９,０２３万１,０００円といたすものであります。

まず歳出であります。２款総務費については、一般管理費及び財産管理費の追加補正、企画費の追加補正と財源更生、３款民生費については、社会福祉総務費、障害者福祉費、児童福祉総務費及び保育費の追加補正であり、４款衛生費については、予防費及び保健活動費の追加補正であります。７款商工費については、いりり火の里施設費の追加補正、８款土木費については、土木総務費、道路維持費、河川総務費及び住宅管理費の追加補正、９款消防費については、消防施設費及び防災費の追加補正であり、１０款教育費については、事務局費及びスクールバス運営費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

また、第２表地方債補正につきましては、事業費の補正により起債限度額を１億５,６００万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第４１号「令和６年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２,５８４万円を追加し、補正後の予算総額を７億１,６６９万８,０００円といたすものであります。

まず歳出であります。６款保健事業費については、保健衛生福与費の追加補正、７款については、基金積立金の追加補正であり、９款諸支出金については、保険給付費等交付金償還金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第４２号「令和６年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５５４万５,０００円を追加いたし

まして、補正後の予算総額を1億1,594万5,000円といたすものであります。

まず歳出であります、2款については、後期高齢者医療広域連合納付金の追加補正であり、歳入については4款繰越金の追加補正であります。

続きまして、議第43号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,331万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8億9,921万9,000円といたすものであります。

まず歳出であります、5款については、基金積立金の追加補正であり、7款諸支出金については償還金の追加補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第44号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」であります、規程の収益的支出総額4億248万8,000円は変えずに組み替えるもので、営業費用において処理場費の追加分から令和5年度決算に伴う減価償却費の減を差し引いた300万5,000円を増額する一方で、前年度消費税及び地方消費税の確定納付額が減額となる見込みであることから、特別損失において300万5,000円を減額するものであります。

なお、予算に関する説明書でございますが、ただいまご説明申し上げました収益的支出の他に資本的支出において議決をいただいている同一項内における予算を組み替えるものであり、既定の資本的支出総額3億8,633万5,000円は変えずに、管渠建設費300万円を減額する一方で、同額を処理場建設改良費に計上するものであり、併せて当初予算の予算に関する説明書においてお示ししました予定開始貸借対照表について、令和5年度農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計の決算を踏まえ、確定の開始貸借対照表としてお示しするものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員）これから質疑を行います。5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員）では3点ほどお聞きしたいと思います。まず6ページ、3款民生費の2項児童福祉費のところの学童保育支援事業3,351万5,000円が増額となっております、以前ご説明いただきました新規に開所する学童保育所の施設整備に係るものなのか、ここを確認したいのと、併せてこの当初の予算4,874万7,000円からの増額ということで、この増額理由をお聞かせください。次は7ページ、4款衛生費、新型コロナウイルス予防接種対策事業ですが、国庫支出金等返還金となっております。これの説明をお願いいたします。三つ目ですけれども、8ページ、8款5項住宅費の浸水住宅復旧支援事業費補助金、これは具体的にはどのようなものが対象となるのか。また、対象数ですね、浸水住宅ということで、件数がどのくらいになるのかお願いいたします。

○議長（志田徳久議員）本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長）ただいまご質問にありました児童福祉費の学童保育支援事業の子ども・子育て支援施設整備補助金に関してでございますけれども、こちらの増額理由につきましては、新しく学童を建設する予定であります。増額となった理由につきまし

ては、当初予算につきましては令和5年度の補助金の単価を用いまして計算をさせていただいております。単価の増額改定に伴います増額が500万円ほど。それに伴いまして、今回、付帯設備として太陽光パネルを設置したいということで、運営費を削減したいということもありまして、太陽光パネルを設置するための増額補正が2,000万円ほどあります。その分の増額となっております。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 新型コロナウイルス予防接種対策事業国庫支出金等返還金の内容ということでご説明いたします。令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用を精算し、返還するものでございます。令和5年度、予想よりも接種希望者が減少したことにより実施日数が減少し、それにより会場使用料、会場運営費等が減少したことから当初見込み額を下回ったため、返還金が発生したものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 浸水住宅復旧支援事業費補助金についてのご質問でございました。こちらにつきましては、先の7月25日から26日にかけての大雨水害におきまして浸水被害のあった被災住宅に対して、その復旧費用を補助させていただくものでございます。想定している件数でございますけれども、町の方で罹災証明を出しているお宅、こちらは住家、実際に人が住んでいらっしゃる住宅に限定させていただくことで想定しておりますけれども、町の災害対策本部の方で出させていただきました被害状況、こちらによりますと罹災証明交付件数8月21日現在、これは今も数字は変わらないということで報告はいただいておりますけれども、住家16件ということで、その内容を対象としております。ただ、対象とするのは浸水被害があったものになりますので、今回先程16件とは申し上げましたけれども、床上浸水は0件、床下浸水がすべて16件ということになりますので、この中で実際に被害があった方を対象とすることを想定しております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 学童保育支援事業のところで先にあった説明では、確か令和7年度以降の開所というお話だったかと記憶しておりましたが、来年の新学期から早々に利用できるものなのか。また、現在のアソビバキッズみかわのテオトルと、また押切小学校のところの利用児童数ですね、これはどうなっていくのか。そして設置される場所が三本木町内会の南側というところでお聞きしておりましたが、今のテオトルと比較的近いところになっているようですが、三つの小学校、横山小学校、東郷小学校、押切小学校の児童の利用区分といいますか、振り分け方といいますか、その辺はどうされていかれるのか。また、このようなことについての保護者説明会などのお考えを併せてお聞きしたいと思います。

それから、新型コロナウイルス予防接種対策事業では、接種者が予定より下回ったということで返還金とのことでしたが、先の6月議会で補正計上されました新型コロナウイルス予防接種対策事業の事業予定、そのとき10月ころからとの説明をいただいております。こちらの準備状況をお聞かせいただければと思います。

ただ、ここに来て感染が広がって11波というようなことも言われております。3月末で

新型コロナウイルス治療への公費助成が打ち切られたということで、新型コロナウイルスの治療薬の処方をする患者がいるとか、また検査を受けない人も出てっていると聞いております。それによって、更に感染が広がったり症状が重症化するとも言われておりますので、この予防接種をするかしないかは当然これは個人の判断によるところですが、感染の状況や感染したときの治療薬などにかかるお金のことなどをお知らせして、各人の判断の材料にしてもらうことも大切かと思いますが、その辺のお考えもお聞きできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ただいまのご質問でありますけれども、令和7年度以降にすぐ利用できるのかということですが、8月に事業に対します国の内示が出たところでございます。これから事業者の方で建設に向けて準備を進めているところでございますので、今回の補助金は令和6年度中に建設が完了するもののみに対する補助金ということになっておりますので、令和7年4月にオープン予定で現在進めております。

テオトル、押切の利用児童がどうなるかということでしたけれども、現在庄内アソビバプロジェクトと新しく建てる予定のタイケン福祉会、事業者双方と今後どのような棲み分けをしていくのか協議中でございます。10月下旬、入所説明会を例年しておりますけれども、そのときまでには方向性を示せるものとして今準備しているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 今年度の新型コロナウイルスワクチン接種の準備状況ということでございました。6月議会でもお話したように、10月からの接種ということで準備を進めております。広報、チラシ、ホームページの方ではすでに掲載等しておりますし、チラシの方も配布の準備をしているところです。

また、もう1点、今後の治療薬、それから感染状況をお知らせするというようなご質問もありましたが、こちらの点に関しましてはやはり発生状況に応じて必要な情報は必要なときに届けなければならないのかと思いますので、その時点で検討させていただければと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 私の方から1点お聞かせ願いたいと思います。7ページ、商工費7款1項5目の中で、「いろり火の里」推進事業、工事請負費1,000万円超えの金額になっておりますけれども、当初「いろり火の里」推進事業では、特に天井工事の方が示されていたように思いますが、例えば1,000万円の内容について関連があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました「いろり火の里」推進事業におけます工事請負費の関係であります。当初予算におきましては田田の浴室、石風呂の方の天井改修というようなことで、それに関連する工事内容を予算計上していたところであります。今年度の工事として、間もなく10月辺りを入札執行したいというように考えているところであり、現在その発注に向け積算を行っているところであります。そうしたところ、設計につ

きましては、昨年度中に行って終わっていたところではありますが、これから発注しようという段階におきまして、やはり工事におけます原材料費の高騰、それから人件費の高騰などがあり、増額の要因となっているというところでもあります。

また、これから工事発注をしようという段階におきまして、現場サイドとの調整を図っているところではありますが、その中で石風呂の方にあります超音波設備、風呂の中に水流を出すような設備ではありますが、こちらの設備が数年前からなかなかうまく稼働していないといえますか、超音波は出ているんですが、その威力が弱いというような状況が続いていたということでありました。

この設備を改修しようとする、やはり温泉の営業をとめながら工事をしなければならないというところであり、その工事だけでもやはり相当の期間が必要となるというところでありました。今回、天井改修に伴い、田田の石風呂の方の営業を約2ヵ月間停止しなければならないということで、この機会に一緒に更新工事をしてもらいたいという現場サイドからの要望もあり、今回工事内容を追加し、この設備改修に約500万円かかるというところでもあります。

田田の営業につきましては、コロナ禍以降、利用者がだいぶ戻ってきているという状況ではありますが、入浴施設の利用者についてはなかなかその戻りが十分でないというように捉えております。やはりこういった設備が充実しているところに、お客さんが流れて行ってしまっているというような状況も考えられますので、この機会に超音波設備の改修といいますか修繕を行い、新たな利用者の拡大を図っていききたいというところで、予算計上させていただいたところでもあります。また、その他、現場実査の中で追加しなければならない工事もあるということで、総額1,000万円というような工事予算計上をさせていただいたところでもあります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 内容は分かりました。私もよく、田田の方は定期的に利用させてもらっているんですけども、確かに超音波設備の風呂と言いましょうか、弱いなといったような感じはしておりました。500万円といった金額を聞いて、やはりそれだけするのかとびっくりしましたけれども、その他に私個人の考えかもしれませんが、お風呂に入ってみますと、タイル等もだいぶ劣化している箇所が見受けられるようです。今言われたとおり、確かに利用客はそういった設備の整った施設、そして特にお風呂に関しては衛生面を重視されると私も感じております。ぜひこの機会にそういった箇所も含め見直していただきながら、一緒に工事をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご指摘のありました件につきましては、当初予算で浴槽のタイルの張り替え等も見えておりましたが、現場実査の中で、やはり浴槽の中のみならず追加してほしいというような現場の声もあり、今回の増額の中で対応していきたいように考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 私の方からも、ただいまいろり火の里施設の関係の質問がありましたので、関連する質問をさせていただきたいと思います。また、数点質問させていただきます。7ページ、ただいま工事請負費の方の説明はありました。こちらの財源内訳を見ますと1,020万円ほどその他ということで、温泉基金より繰り入れされているのかというように思われます。一方、推進事業費の上の説明では、温泉事業、温泉施設の基金積み立てということで、3,000万円ほど積み立てされております。少しこの仕分けの仕方といいますか財源の持っていく方について整理をさせていただきたいと思いますが、今回わざわざ3,000万円を積み立てする中で1,000万円ほどをまた繰り入れするという手法に関して、どのような意図があって行われているのか。事業の中身は聞きましたので、その積み立てに対する考え方を確認させていただければと思います。

また、その温泉基金に対する目標値といいますか、どのぐらいの推移で検討されているのか。当初予算ですと9億2,000万円ほどとなっておりますので、どのような推移をもって基金の積み立てをされていくのか説明を求めます。

続きまして、8ページになります。消防費の関係であります。消防施設費56万円、防災費11万1,000円と計上されています。この事業の詳細な説明を求めます。

続きまして、9ページになります。こちら基金関係の質問になりますが、教育施設整備基金積立金ということで5,000万円積み立てされております。こちらは公共事業等の総合管理計画におきますみかわ保育園・幼稚園等の大規模改修に係る積み立てなのかと思われませんが、その目的と目標値ですね。総合管理計画におきますと、教育施設に関連ですと、一般財源からの予算といいますのが8,000万円ほど、プラス東郷小学校の後年の令和7年からの計画も見ますと9,000万円以上一般財源から見ているということでしたので、その辺の基金に関する考え方、積み立ての金額目標値など説明をいただきたいと思います。

最後になります。議第44号の関係であります。下水道事業会計補正予算ということで、なかなか私も不慣れでして、質問としては難しい質問になってしまうかと思われませんが、初歩的な質問になろうかと思います。難しい質問といいますのは読み解くのが難しかったので、少し私の表現としては難しかったかなと思ひまして、まず1款の事業費の中で先程町長の説明にもありました消費税の関連での減額だということでありまして、当初600万円ほど見込んでいたこの特別損失、その消費税の計算の影響によって350万円まで、300万円ほど減額になっているということで、この消費税の算出方法、今回会計が切り替わるので大変難しい処理をされたのかと思いますけれども、300万円ほど差異が出たということで、どのような要因があってこの減額になっているのか、まずは説明いただきたいと思います。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 初めに、今回基金の方に温泉それから教育もそうですけれども財政調整基金それからふるさと基金へも積み立てをしております。9月は決算議会ということで、令和5年度の決算にあたって不用額といいますか繰り越した額をまずそれぞれ必要な金額を見立てまして、各基金に積み立てをします。ふるさと基金については、特に精算という意味で、今回その補正をさせていただいたところでもあります。

ですので、前年度の決算を受けて、まずその精算ということで積むべきものは積むと、それから当該年度において新たに財源を伴って必要な予算・支出等については、また別途、これを手立てするというような手法で向かっております。それぞれの温泉基金教育施設整備基金につきましてはご質問にありましたとおり、今後の公共施設等総合管理計画、こちらの将来必要な財源といえますか、金額等を見据えながら適宜積めるお金を積んでいるということで、それぞれにこの額ということで決まった数値は持っておりません。今後、2年後、3年後または5年後、どれぐらいの事業費がかかって、それにどういった財源を手立てするのかというところで、将来を見込みながら基金として積み立てられるときに積んでおくということとであります。

特に温泉施設整備基金になりますと一定程度大規模改修等が終了したとは思いますが、今後、やはり経年劣化等で場合によっては送湯管等の改修というのも出てきようかと思えます。そういった事業にも対応できる金額ということで、概ね1億円前後は必要なかと現時点では考えます。それから教育施設整備基金については、今後、保育園幼稚園、それから東郷小学校の改修というのも一応年次的には予定されているところでありますので、そういった大規模改修に向けた積み立ても行ったというところでご理解をいただければと思います。

それから、消防費についての補正、消防施設費と防災費についてであります。初めに消防施設費については各町内会から各町内会で所有する消防関連の施設、この改修等への希望が、また新たに要望等がありましたので、これに応える形で補正をさせていただいております。内容といたしましては、4町内会ありまして、うち二つの町内会がホースの乾燥といえますか、乾燥塔の修繕ということであります。あと、二つの町内会については、防火水槽等の改修という内容になっております。それから、もう1点、防災費についての追加補正であります。こちらにつきましては町で保有いたします携帯型無線機のバッテリーがやはり経年で、携帯型無線機ということで主に親機は町の方にあるんですが、子機を災害時に消防団等に貸し出しをしまして使用しているものになりますけれども、このバッテリーの劣化が認められたということで、今回子機にあたります9台分を更新するというで計上させていただいたものになります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 消費税及び地方消費税に関するご質問でございました。今回計上いたしました特別損失の減額につきましては、令和5年度事業に対する消費税の確定申告に伴うものでございまして、消費税の確定申告につきましては、前年度おおよそ半分、これを中間納付として納付しております。そして、その確定申告の額が確定した時点で、その前年度に納付しました中間納付分を差し引いた額、こちらを今回特別損失として計上しております。先程のご質問の中で、企業会計に移行したことによる算出の差というお話もございましたけれども、こちらにつきましては、あくまでも令和5年度の事業に対する消費税計算になりますので、こちらは企業会計の移行に関する影響というのはないところでございます。大きく減額になった要因でございますけれども、予算計上する段階におきまして令和4年度の消費税の確定申告額を一つのベースとして予算を計上させていただいたところです。

一方で、令和4年度と令和5年度を比較しまして、事業費が多くなっていたというところ。これはこちらが消費税上は還付の要素になるんですけれども、消費税はそもそも預かり消費税、要は使用料の一部として徴収しました消費税、こちらを預かり消費税、一方で、事業あるいは経営をするにあたって支払う、かかった費用、これに対する消費税は仮払い消費税と申しますが、こちらの差し引きが消費税の確定申告額になります。預かった消費税に対して支払った消費税の差に係る部分なんですけれども、先程申し上げましたとおり、令和4年度と令和5年度を比較した際に事業費が伸びている。要は、仮に払った消費税の方が多かったということで、こちらが実際納付にはなるんですけれども、内容的には還付の要素が働いたというところで、消費税の支払う額が相対的に少なくなったというところが作用しております。

したがいまして、かなり大きな額の減額にはなるわけなんですけれども、こちらについては消費税の計算上、事業費が伸びると支払う消費税が減るというその部分を厳密に加味しない状況で、かいつまんで申し上げますと、枠として、やはり企業会計に移行するにあたって様々な要素があるということも想定して若干の余裕と言ったら語弊がございますけれども、そういった予算の組み方をさせていただいた結果ということでご理解いただければというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まずは基金に関する質問でありますけれども、全体的な基金、財政調整基金も含めて答弁いただきました。今回の補正予算に計上されている部分でいいますと、温泉施設基金に関しては積み立てるときに積み立てるということで、先程私9億円というような数字を申し上げましたが、9,000万円の間違いでした。訂正させていただきたいと思います。温泉基金に関して、積み立てるときに積み立てるというような全体的な基金に関する考え方、今答弁いただいたわけではあります、今回の手法に関して伺っております。1,000万円の工事費を計上しているにも関わらず、3,000万円の基金積み立てをするという手法、これに関してもう少し説明をいただきたいと思います。3,000万円ありきでの計上の仕方なのかどうか。単純に考えますと1,000万円積み立てる部分があるのであれば、繰り入れせずにそのまま2,000万円積み立てをして1,000万円を事業費ということで出す手法というの、単純に考えればできるのではないかと思いますので、その辺に関しての見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、消防費に関連する質問でありましたが、今回の令和6年7月豪雨に対する消防費関連の修繕料というのが上がっていないのかというような形で確認をさせていただきました。バッテリーということでありましたけれども、今回の補正にはまだ上がってこない状況なのかどうか、今精査している段階なのか。そういった補正項目、課として今まとめつつあるのかどうかその状況をお伺いしたいと思います。また、先程修繕料ということでの説明をいただきましたが、今回の豪雨の影響はあって、このような形で計上されたのかどうか併せて確認したいと思います。

教育基金に関しましても先程答弁いただきましたが、こちらの基金の総額で言いますと令



和5年決算の状態ですと2億円ということでありまして、一般財源から見ますと令和5年、令和8年のこのみかわ保育園・幼稚園の大規模改修8,190万円は間に合うのかと見ておりましたし、東郷小学校に関しましても一般財源は1,300万円ほどということで、基金の積み立ての目的としてはなかなか薄いかと思いました。ですので、積み立てるときに積み立てるという考え方は分かりますので、そのバランスといいますか、どのようなバランスで考えて5,000万円積み立てたのか、この辺に關しての考え方を再度説明いただきたいと思います。この大規模改修に関しましては、目標年等、今、公共施設等の総合管理計画どおりになっているのかも、併せてお伺いしたいと思います。

最後になりますが、この下水道會計に關する質問であります。ただいまの説明ですと事業費が伸びて、その分消費税中間納付する分が差し引かれたというような答弁でありました。予算を組む際にも、そのような形で今後組んでいかれるのかどうか。少しこの基本的な考え方をお伺いしたいと思います。対前年比での予算計上だとすると、どうしても毎年事業費というのが大きく変動してくるものなのかと思いますので、その辺当初予算を組む場合は、当年の事業費を見込んでの消費税計上というような形が、私の感覚はそういう方がすんなりいくのかと思いましたので、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 「いろり火の里」推進事業費の財源として基金から繰り入れるという手法であります。確かに繰越財源をもって当該年度の財源にするという手法もあるかと思ひます。これまでと申しますか、先の6月議会においても、繰り越しを財源として補正等は行ったところでありますが、ただ例年9月においては先に令和5年度の繰越金を充当はしましたが、まずこの時点で決算を迎えて、その中での国への返還金等を除いて、またふるさと応援基金への令和5年度分の精算として、基金として積んだ分を除いては、これまでも精算ということではないんですが、各基金に積み立てを行ってきたところであります。

手法としては、その繰り越しで、繰越金を財源として充当し、残った分を基金ということで、例えば今回3,000万円積みますが、これを2,000万円という方法もあるかとは思ひますけれども、まず今回決算もお示しする中で、この時点での精算ということで、各基金の方に積みさせていただいたということでもあります。ですので、繰り越しということで総額ではありませんけれども、精算の段階で一旦、そこで令和5年度分としては精算をし、各補正の財源として充当した残りについては基金に積み立てをさせていただいて、補正の段階においてそのように精算をします。必要な事業において基金が充当できるというものについては、別途繰り入れという形で財源を充てさせていただいたところであります。

それから、消防に關してでありますけれども、まず今回の防災費のバッテリーについては、特に7月の豪雨で非常に長時間使ったからということではなくて、当然使いましたけれども、やはりバッテリーの劣化が著しいということで、今回補正をさせていただくものであります。なお、7月豪雨に際しましては避難所の設営といいますか設置等も行いました。避難者への食料等も準備したわけですが、そちらのまず限定的な2日間については、財源として予備費を充当させていただいております。支出においては、現時点で災害救助費ということ

で、予備費から持ってきた中で支出をさせていただいております。ただし、あくまでその款項目に計上いたしますのは7月25、26日、その災害があった期間だけということで、それ以外の部分については先程の質問にありました住宅への支援等については、別途それぞれの所管の方で計上するという予算の組み立て方をさせていただいております。

それから、教育施設整備基金でありますけれども、先程と繰り返しになりますけれども、今後は保育園・幼稚園、東郷小学校等ということで計画に控えております。実際に起債なり、また一般財源も持ち出すという中で、できるだけ一般財源等また将来的な負担を伴います起債、これに頼らない形、また起債についても現時点で私の方ではその際、有効に使える起債というものについて、まだ勉強中といいますか未定でありますので、そういったところも踏まえたと事業費も現在調査設計ということで進めておりますけれども、そういった中でできるだけ一般財源また将来的な負担を減らす中で対応するというところに立てば、やはり基金で現時点で積める段階で基金の方に蓄えておくといいますか備えるというのも、一つの手法として考えて行ったということでもあります。

あと公共施設総合管理計画の年次的な進捗状況についてであります。こちらについてはそれぞれの大規模改修等については、各公共施設年度を定めて設定といいますか配置はしております。ただ、実際にその改修というのは、個別施設計画等にもよりましますけれども、その年次どおりに大規模改修しなくていいものというものもあります。実際に行う際に、本当にその大規模改修はそのタイミングでいいのかということでの年次的な取り組みの優先順位もつけながら取り組んでいくということで考えております。現時点では、保育園・幼稚園については来年度、再来年度という設定はなっておりますが、早急に対応しなければならないものもあるかとは思いますが、これを2年ではなくて、例えば3年とかですね、そのような形で計画は計画として、また実施の段階においては、その施設の状況等に応じて有利な起債等も、使えないか活用できないかも十分踏まえて対応してまいりたいということで考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 消費税の予算の考え方についてのご質問でございました。

今回、企業会計に移行したことによりまして消費税の精算の年度が変わってきます。先程特別損失の話をしていただきましたけれども、今年度、令和6年度の予算で計上させていただきました特別損失、これにつきましては、令和5年度、前年度事業に対する消費税の確定申告ということで整理させていただいたところでございますけれども、企業会計に移行しますと当該年度、今年度でいきますと令和6年度中に発生する消費税の申告額、こちらは確定申告を令和7年6月30日まで行う形になりまして、実質はそこになるわけですが、令和6年度の予算におきましては、当該年度に発生する支払わなければならない消費税を予算に計上するような形になります。

ですので、特別会計自体、これまでの下水道事業特別会計、農業集落排水特別事業会計におきましては、当該年度の確定申告をした年度というのは、事業年度と確定申告の年度が1年ずれるというのはこれまでと企業会計になってもそこは同じなんですけれども、特別会計、

令和５年度までは、例えば令和５年度の消費税に対して中間納付をまず令和５年度中に約半分納付します。その翌年度、令和６年度になって確定申告ということで、実際に支払わなければならない消費税の確定額に前年度に予定納付、中間納付した分を差し引いた額、それが確定納付ということで令和６年度に支払いするわけです。それが今回の特別損失に当たります。

一方の企業会計に移行しますと、令和７年度確定申告をするということでお話させていただきましたけれども、その分の予算はあくまでも令和６年度中の枠の中に納めるという形になりますので、かいつまんで申し上げますと企業会計の考え方としては、当該年度に発生した収益、出て行った費用、これらはすべて同じ令和６年度の予算の枠の中で処理をするという形になりますので、今回は特別損失ということで、あくまでも企業会計へ移行した年、初年度のための特別の取り扱いということで、令和６年度の決算におきましては、その消費税を年度をまたいで支払うというそういった行為は発生してこないです。現金ベースは当然申告期間時期が令和７年６月ということでずれますけれども、あくまでも企業会計はその支払わなければならない債務が確定した時点で帳簿に記載されますので、それはあくまでも令和６年度中に確定するものということで決算処理を行いますので、繰り返しになりますけれども当該年度の消費税につきましては、すべて当該年度予算の枠内、その中で処理するという考え方になります。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 （午前１０時３３分）

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 （午前１０時５５分）

７番 鈴木重行議員。

○７ 番（鈴木重行議員） 私の方から３点ほど質問させていただきます。初めに６ページ下段です。先程も質問がありましたけれども、学童保育支援事業、子ども・子育て支援施設整備補助金についてであります。先程の答弁では、令和７年４月の開所に向けて順調に計画が進捗しているというようなお話でありました。一時期、待機児童が出てきたという中で、利用希望者が増加する中で期待される整備事業になろうかと思いますが、出生数を拝見しますと今後、児童数の減少というものが懸念されるようであります。これを踏まえて、利用希望者の推移について、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

次に、７ページ最下段にあります土木総務費の山形県土木単独工事地元負担金、この対象となる工事について説明をお願いいたします。

最後にもう１点。８ページ、これも先程同僚議員から質問がありました浸水住宅復旧支援費、浸水住宅復旧支援事業費補助金であります。先程の答弁でも対象の世帯数等は理解したところではありますが、どういった復旧を対象とした支援を行うのか説明をお願いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 学童保育所整備に伴いまして、出生数の減少に伴う児童数の減少ということでしたけれども、利用希望者につきまして、今現在定員を１００名で抑えているところから、高学年につきましては、申し込んでも入れないだろうというような声も

聞かれているところでございます。今回整備する施設につきまして、80名を定員として国の認可をいただきまして、現在整備する予定でございます。アソビバキッズみかわの方で設定しておりますテオトルの方80名の利用定員、合計いたしまして、160名の定員で令和7年4月から進める予定でございます。確かに出生数は減少傾向にはありますけれども、小学1年生で利用を希望される方が現在7割から8割の状況でございます。子どもの数は減りましても利用希望の推移、パーセンテージ的に見ますと増えている状況もございますので、160名を超えるかどうかというのはこれから10月の説明会次第という部分はありますけれども、ある程度の子どもの数は確保できるものと見込んでいるところでございます。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 8款の土木総務費75万円に対するご質問でございました。こちらにつきましては、かねてよりPTAから要望をいただいております主要地方道余目加茂線の神花ニュータウンから、ちょうど青山天神堂線交差点部までの車道東側の道路側溝に蓋をかける工事を県が実施することによるものでございまして、その地元負担分として、その費用の一部10%を本町が負担するものでございます。なお、こちらにつきましては、施工業者がすでに決まりまして、間もなく工事に着工する旨の情報をいただいております。

続きまして、浸水住宅復旧支援事業の内容でございますけれども、こちらにつきましては床上浸水、床下浸水で先程も申し上げましたとおり罹災証明書が交付されたお宅に対して補助させていただくものでございまして、あくまでも浸水被害に限定した内容となっております。具体的には床上浸水の場合ですと例えば畳の交換ですとか、床の張り替え、あと壁が浸水してふやけているような状態であればその修繕費用を想定しておりますが、本町としましては現時点で床上浸水の対象になる世帯はいないものとして想定しております。一方、床下浸水におきましては例えば屋外にあります給湯器、エアコンの室外機とかそういった住宅設備関係が浸水して使用不能になった場合、その交換費用を対象と想定しているところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 学童施設につきましては、高学年も含めて利用希望者のすべてに応えられるような体制を整えていくといったような答えだったと思います。施設が複数箇所に及ぶということで、幼稚園、保育園と同様の問題になってこようかと思いますが、希望する施設といったものが可能になるのかどうか。どちらの施設に入りたいといったものは可能になるのかどうか、そういった検討はなされておられるかお伺いしたいのと、立地される場所が中学校の近くということで、中学生からは勉強するスペースがほしい、また、サードスペースとなるような中学生の居場所がほしいというような声が届いております。こういった新しくできる施設にそういったスペースを設けることはできないかどうか。もし考えがあれば、お伺いしたいのと、中学生からそういった声があるということをお伝えしたいと思います。

また、土木総務費につきましてですが、天神堂から青山の交差点までの側溝の蓋かけというようなお話でありました。県への要望で、猪子から天神堂間、東郷小学校までの道路は拡

幅されて立派な通学路、また歩道道路の拡幅等完成しまして安全が確保されている状況ではありますが、やはり神花から青山までの地点というものはまだ狭い部分もありながら、通学のときには安全が確保されていないといった状況も見受けられるところで、今回蓋がかけられるということで、道幅を有効に使えるようになるかと思いますが、この工事に至った経緯ですね、先程少し聞き逃してしまいましたが、どこからの要望があつてどういった経緯でこういった工事をする事になったのか。また、町内には同様の道路もあろうかと思いますが、今後の進捗について考え等あればお伺いしたいと思います。

それから、浸水住宅の復旧支援ということで、これまでになかった町独自の支援になろうかと思います。7月の後半のあの豪雨については、甚大な被害が発生したという理解のもとで、町独自の支援を早急にするというような体制で十分理解するものでありますが、対象となるのは住んでいる実績のある住家に限るというようなお話でありました。実際住んでいない、空き家と限定するのか分かりませんが、管理はきちんと行き届いた住宅で、そういった浸水被害があるといったお話も伺っております。やはり床上浸水、床下浸水の被害というものは甚大であつて、なかなか元どおりに戻すといったものは大変費用のかかる、また、苦労のかかるものかと思っておりますが、今回100年に一度の雨を超えるような豪雨災害ということで、町としても特別支援を行うといったところから言えばこういった空き家も対象として支援を行えないかどうか。この住んでいる住宅に限るといった理由と、空き家であっても対象とすべきではないかといった部分へのご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 学童保育の利用に際しまして、希望したところに入れるかというようなご質問だったかと思いますが、こちらに関しましては下校という考え方もございます。現在事業所の方とは、学区を指定させていただきたいということで協議を進めている段階でございます。利用希望でどちらか選ぶとなりますと、人数の調整とか帰りの問題も発生するかと現在考えているところでございまして、どちらも押切小学区に建つことにはなりますけれども、他の市町村同様、学童につきましては学区を指定させていただきたいと考えているところでございます。

また、三川中学生のサードスペースということでしたけれども、現在新しく建てる施設につきましては、学童保育所として利用することを条件にいただける補助金でございます。中学生の利用スペースをその中に設けるということは難しいものと考えております。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 余目加茂線の蓋がけに至った経緯ですけれども、こちらは町のPTA連合会から要望をいただいて、そちらを県の方に申し伝えして、県の方から対応いただいたところでございます。その他の地区ということでございましたけれども、年1回PTA連合会からは道路等も含めて要望をいただいております。その中で関係機関、具体的に申しますと、山形県あるいは警察、あと土地改良区、そういった関係機関等と様々情報交換しながら、実現の可否について様々検討は重ねているところです。ただ、要望をいただいたからといって、すべてそちらが実現になるというものでもございませんもので、そちらについ

てはその都度 PTA の方に要望に対する回答ということでお答えを申し上げているところです。

続きまして、浸水住宅の支援に関するご質問でございますけれども、こちらにつきましては、基本的な考え方としては生活再建、それを目的とした補助制度として考えております。一方の空き家等に対する支援ということでのご質問でございましたけれども、そちらは生活再建ではなくて、どちらかというと個人の財産の保全という観点になろうかと思っておりますので、その公費を使って個人の財産を守るあるいは改修するというのは、それを広く住民の皆さまからご理解をいただくというのはなかなか難しいのかなというところが、まず 1 点あるかと思っております。

なお、国の方で、本町では対象になりませんが、生活再建支援に関する法律の中では、全壊とかあるいは大規模半壊、そういった部分に対しまして国費を使った補助制度がございますけれども、そちらの考え方も全く同様でございます、あくまでも目的は生活再建でございますので、やはりその公費を使う以上、その線引きというのは自ずと必要になってくるものというように理解はしております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3 番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 私から 2 点伺います。最初に 6 ページの 2 款総務費 6 目の企画費、東北公益文科大学公立化・機能強化準備事業負担金について伺います。この 20 万 7,000 円という数字は、この間、県と庄内 2 市 3 町が基本合意書を締結なされました。その中の運営費の負担割合、この割合から算出されてきたものかどうか伺いたいと思います。また、10 月を目途にこの準備組織を設立するということが基本合意書の中に第 5 条に謳われてありますが、まだその様子が伺えないなというように思いますが、まだ設立の準備委員会も立ち上がってない段階で、今の段階でこうした負担金を各自治体にお願いするというのはどうなのかというように私は思うところでありますが、その辺の考え方をお聞きしたいというように思います。

また、8 ページの今も出ました住宅管理費、浸水住宅復旧支援費について伺いますが、この住宅復旧支援事業というその一つの規程というのを設けてあるのかどうか伺いたいと思います。補助金ですので、町をいわゆる補助金の適正化に関する規則との関連性が生じるのかどうか。その辺も少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 公益大学の公立化に関する負担金のご質問であります、まず金額の算出にあたりましては本年 8 月 8 日に基本合意を取り交わしておりますが、その際に県の方から示された概算予算、こちらをベースに今回三川町の負担金の割合で予算計上しているところであります。三川町の負担の割合については、皆さまにご説明したとおり、2 市 3 町におけます割合としては 2.6%、県も含めると 1.17%の割合で算出されているというところであります。しかしながら、県が概算で示しました予算につきましては、まだ県議会の方が予算をとっていないという段階でありますので、その県の査定及び県議会の審議の中で全体額は変わる可能性があるという説明は受けているところでありますので、最終的な金額はこの金額から増えることはあまりないかもしれませんが、最終的にはいくらか減額

になるものというように認識しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。なお、その準備に係る組織につきましても、県議会の方が情報によりますと10月の頭くらいで予算が固まるというような話で聞いておりますので、その予算が成立した後に正式な準備組織の設立がなされるというところで聞いております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 浸水住宅復旧支援費に関するご質問でございました。規定等を設けているのかということでのご質問でございましたけれども、こちらにつきましては今回の補正予算が成立し次第、直ちに令和6年度三川町浸水住宅復旧支援事業費補助金交付規程こちらを制定いたしまして、直ちにその対象者の方々にお知らせするとともに、可及的速やかにその補助金の支給ができるよう図りたいというように考えておるところです。なお、こちらにつきましてはご指摘のとおり、三川町補助金等の適正化に関する規則、こちらに則った運用という形になります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） まず東北公益文科大学の負担金につきましては今課長から説明をいただきましたが、県の補正予算もまだ内示のなっていない段階で、今議会に上程なるということ自体が、少し私は拙速かというように思った次第であります。これは順序としてはしっかりとやはり第5条でもありますようにきちんとした準備組織が設置になってから、各自治体への割り当てというものが決められていくだろうというように思っておりますが、事務的な仕事が先行しているのかなというような認識を持ちました。これも一つ疑問に思ったところです。

また、この準備にあたるいわゆるお金の集め方につきまして、可能な限り、やはり財政負担を軽減するためにも、県内外の企業と連携した、そうしたやり方というものをこの準備にあたる場合は、そこまで進んでいくのかどうか。おそらく運営段階になれば、そうした企業等からのいわゆる支援、そうした可能性は高まっていくだろうというように思いますが、現段階の準備金に対するスタンスについてはどう思うのか。また、準備金にあたってはこの大学の負担金というのは発生するのかどうかそこをお聞きします。

それから浸水復旧の事業について、今補助金が上程ってから規程を考えていくという答弁であります。やはり規程に基づいて補助金は支出されていくというように、順序としては思ったところであります。こうした補助金に対する被災者のいわゆる補助申請という手続、そうしたものも必要なのかどうか。それから、この規程の中に補助率等も載せていくのかどうか、そこをお聞きしたいというように思います。お金を決めてから規程を決めるというやり方は、やはり泥棒を捕らえてから縄をなうといった感は否めないというように思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まず1点目、準備組織に関するご質問であります。県の方の予算がまだ通っていないという段階ではありますが、県及び2市3町との話し合いの中では予算が通り次第、即その準備組織の立ち上げを行い、実際に活動を始めていきたいとい

うような話がなされておりますので、その段階ではやはり予算が確定していないと即動けないという状況がありますので、今回はあらかじめ各関係機関において予算化をさせていただいているところであります。

また、大学の負担金があるのかというご質問でありましたが、今回の各組織からの負担金の中におきましては三つの項目についての積算がされております。まず、実際にその設立準備を行う経費、会議経費ですね、こういったものが一つ。それから公立化・機能強化に関する支援経費が二つ目。三つ目として公立化・機能強化に向けたPR経費というのを、この三つをもとに金額を積算しているところであります。大学としては、公立化・機能強化に関する支援費の中で財務会計ですとか、人事、給与に関する業務フロー、それからシステムなどこういったものが、現在の大学の使っているものをベースに公立化にいかに変更、公立化されたときにどのように変更していくのかというところがありますので、それにかかる経費は大学側から負担していただくというところであり、現時点では1,000万円を超える金額が大学が負担するというようなことで示されているところであります。

一方、現在の準備段階において、県内企業との連携支援というようなご質問でありましたが、準備段階におきましてはやはり県内企業からの支援というのはまだいただけないと、公立化されてからの連携というのは、そういったものは当然考えていかなければならないというように思いますので、準備段階でのそういった協議はするかもしれませんが、具体的な支援策というのは公立化されてから実施されるものというようには捉えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 補助に関する要綱についてのご質問でございました。こちらの補正予算を計上するにあたりましては、その前段として、当然内部でどのような補助制度でどのような支援を行っていくかという協議等を当然重ねております。その中で、その要綱の案、具体的に補助金をいくらにするか補助率はいくらにするか、そういったものを明文化したもの、そういったものはすでに準備はさせていただいております。ただ、そちらは当然予算の裏付けがなければ効果をなさないものですので、今回の予算成立をもって、直ちに内部決裁を最終の決裁を経て告示させていただくことで考えております。なお、補正予算として計上させていただいた補助の内容でございますけれども、改修等に要した費用の1/2または45万円、いずれかの低い金額ということで制定をさせていただくことで想定しております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 私の方から2点お伺いしたいと思います。8ページの土木費の道路維持費で備品購入費880万円ですけれども、この内容をお知らせください。それから、その次の今回の浸水住宅復旧支援に絡んででありますけれども、今回水没され、水に浸かって被害があった廃棄物、ごみですね。これは町も2回くらい日にちを決めて回収されたというようなことがあったようですけれども、この辺はそんなに今回補正組むほどの量はなかったのか。当初予算で間に合うから今回出てこなかったのか。それとそういうものに対して一般廃棄物でありますので、町が処分しなければいけないんですけれども、国からの手当てという



のはなかったのか。その2点をお知らせください。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 8款2項1目の備品購入費 880 万円の内容でございます。

こちらにつきましては、平成21年6月に取得した乗用草刈機、当時の取得金額が380万円ほどございましたけれども、こちらが故障し、専門業者から点検していただいた結果、エンジンに深刻な故障が発生していたということで、修繕が効かないことから、その更新を行うものでございます。更新にあたりましては、今般の作業機械類の納期遅延の懸念もございまして、仮に令和7年の当初予算で計上した場合につきましては、来年度の作業時期を逸する可能性が非常に高いという判断のもと、来年度当初からの作業に万全を期すため、このタイミングで補正計上させていただいたところです。

今後、ちょうど赤川河川緑地公園、今後予定されている産業団地等の拡張もございますので、そういったところで草刈機が活躍する場面というのは今後また増えていくのかというような認識で考えております。なお、金額が事前予測したものの倍以上となっているところでございますけれども、こちらについては機能的には前回これまで持っていた機械と能力的にはそう大差はないんですけれども、ただ、実際に今想定している機械のデモ等も拝見したところ、やはり20年近く、16、17年の機械の進歩というのがやはり顕著でございまして、作業速度が非常に速いとか、あるいは対応できる傾斜の角度も前よりもかなりきつい勾配の法面でも対応できるといった機能的な面での向上というのは、それが倍以上の価値があるのかと言われると何とも言えないところもあるんですけれども、今般の機械類とかの値上がりとかを考えると、まずやむを得ないのかというところでのこの金額で計上させていただいたところです。

もう1点、今回の補正には含まれておりませんが、災害ごみの関係でございました。こちらにつきましては、ご指摘のとおり既決の予算の中でやりくりさせていただいて、今回の補正の対象とさせていただいていないところです。なお、これに対する国の補助等はないのかということでございましたけれども、制度としてはあるんですけれども、本町の場合は幸いにも規模が小さいということで、国の定める下限額、それを超えなかったというところで、すべて町単独で費用負担させていただくというような形で想定しておるところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 草刈機が当初より倍まではいきませんが、かなり金額が張るということでありました。やはり私も経験上、県からお借りした機械を使ったことはありますけれども、やはりそちらもだいぶ傷んではきています。この使い道も今のままだと、斜めを刈るのは結構容易でないと、平地であれば全然問題ないんですけれども、傾斜地はそんなに得意ではないというような機械でありました。これから様々な地区で川や堤防の維持に様々な地元が協力されていておりますけれども、皆さん、やはり高齢化と、また離農が進んでなかなか機械を持っていない方ということで、維持が大変困難だというようなことが考えられます。そういうようなところにも、町の除草機械を充てるような傾斜に強いような機

械というようなところも検討されているのかお聞かせください。

○議 長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 各町内会にお願いしております特に河川関係の除草でございますけれども、こちらについても様々各町内会からご要望、町野議員がおっしゃったように、やはりその高齢化の問題ですとか、離農の関係でなかなか困難になりつつあるという状況は把握しております。そういった部分もまずどのような形でカバーできるのか。ただその前提としては、やはり県から各自治体、町内会の方をお願いされているという部分でございますので、その部分を県とも様々連携を図りながら、どのような形で進めるのがベターなのかというのは、これからも模索していかなければならないかというようには考えております。ただ、今回の草刈機の更新につきましては、それらをすべて想定したという形ではなくて、あくまでも現状使っているものが故障して、それを更新しなければならないということを念頭に置いた購入でございますので、その点をご理解いただきたいというように思っております。

○議 長（志田徳久議員） 再質問も含めて他にありませんか。

3 番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 先程の公益大学の質問の中で、大学の負担分約 1,000 万円というようなお話でしたが、総額はどの程度を見込んでいらっしゃるのか。そうした場合には、いわゆる三川町の負担分 1.17%、この辺の数値も変わってくるのかなというように思いますが、その辺の考え方を教えてください。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 先程のご質問でも申し上げましたが、まだ県の予算の方が確定していないというところでありまして、総額についても不確定要素が多いということでご理解願いたいと思いますが、まず現時点では 3,000 万円ほどの金額になる見込みというところでありまして。ただし、県の議会が確定してからというところになります。その中で、大学の方からの負担していただく金額としては 1,300 万円ほどというような概算が積み上がっているところでありまして。そういった中で三川町の負担金額ということで、現時点では 20 万 7,000 円を予算計上しているところでありまして、最終的には 20 万円を若干下回る金額に収まるのではないかなというような見込みを立てているところでありまして。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決します。各会計補正予算 5 件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第 40 号「令和 6 年度三川町一般会計補正予算（第 2 号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第40号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 次に、議第41号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第41号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 次に、議第42号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第42号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 次に、議第43号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第43号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 次に、議第44号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第44号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 日程第9、請願第1号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。5番 砂田 茂議員。

○5番(砂田 茂議員) ただいま上程されています「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願」について趣旨説明をいたします。

6月25日に沖縄県米軍嘉手納基地所属の空軍兵の男が昨年12月24日に16歳未満の少女を連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ誘拐と不同意性交の罪で3月27日付けで那覇地検に起訴された事件が3ヵ月経ってから明るみに出ました。沖縄県の玉城デニー知事は「県民が常にこのような不安にさらされていることをもっと真剣に考えるべきだ。

特に日本政府は」と強調し、「受忍限度を越えているこの基地の問題を我々沖縄を交えた場でしっかり解決しようと言っているにも関わらず、それが受け入れられないということはまさに政治の怠慢だ」と非難しています。併せて、沖縄県議会で7月10日に全会一致で可決された日本政府と米軍に対する抗議決議と意見書では日米地位協定の抜本的改定も求めています。

本請願は日本の全土に基地を置き、危険な飛行を繰り返し、犯罪や交通事故でも簡単に逮捕されない、そうした米軍の特権を定めた日米地位協定について、米軍基地の7割が集中する沖縄県に加え、全国知事会が提言をまとめるなど改定を求める声が高まっていることと大いに共鳴しており、日本の主権が及ばない世界でも例のない日米地位協定の抜本的改定の議論を始めることを国会に求める意見書の提出を求めるものであります。

以上、説明といたしまして審査のほどよろしく願いいたします。

○議長（志田徳久議員） ただいま議題となっております請願第1号について、会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託します。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、4日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、4日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 本日の会議時間は、夜間議会により、会議規則第8条第2項の規定によって本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長しますので、ご了承願います。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 （午前11時38分）

○議長（志田徳久議員） 再開します。 （午後 5時00分）

○議長（志田徳久議員） 日程第10、「一般質問」を行います。

一般質問は、7名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。なお、一般質問は、申し合わせのとおり答弁時間も含めて質問者1人につき30分以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も答弁者も明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員）

- |                          |                                                                       |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1. 豪雨農業被害に対する町独自の支援策について | 1. 7月25日、26日に発生した豪雨被害では鶏舎・農産物の被害が大きいことから、町独自の支援策を早急に確立するべきと考えるが見解を伺う。 |
| 2. 避難所開設における課題について       | 1. 避難所の開設に向けた資材等の備蓄と、安全に過ごすための環境整備について伺う。                             |

2. 避難所における行政と自主防災組織の役割分担について伺う。

3. 住民の食料品・生活用品など備蓄品をより一層向上させるための今後の戦略を伺う。

一般質問を始める前に7月25、26日に発生した豪雨により、被害に遭われた皆さまにお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈りいたします。

令和6年第4三川町議会定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

質問事項1、豪雨農業被害に対する町独自の支援策について。

7月25日、26日に発生した豪雨被害では鶏舎・農産物の被害が大きいことから、町独自の支援策を早急に確立するべきと考えるが見解を伺います。

質問事項2、避難所開設における課題について。

1、避難所の開設に向けた資材等の備蓄と、安全に過ごすための環境整備について伺います。

2、避難所における行政と自主防災組織の役割分担について伺います。

3、住民の食料品・生活用品など備蓄品をより一層向上させるための今後の戦略を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の豪雨農業被害に対する町独自の支援策に関するご質問ですが、今回の農業被害に関する状況につきましては、町内の農業者に対し8月23日を期限とする調査を実施しており、それを受けて、現在、JAや農業共済組合と取りまとめの作業を行っているところであります。

その結果を踏まえた支援につきましては、被害の範囲、程度等を精査の上、慎重に行うべきものであり、更に、国や県などの動向も見ながら、歩調を合わせ対応していくことが、重要なことと考えているところであります。

質問事項2の避難所開設における課題について、1点目の避難所等における備蓄に関するご質問ですが、現在、避難所として第一に開設することとしております各小学校の体育館に、毛布、マット、簡易トイレ、パーテーション及びプライバシーテントなどを計画に基づいて一定数を備蓄しており、不足する場合においては、水防倉庫から補充することとしております。

また、避難所の空調につきましては、夏場は小学校にありますスポットクーラーや扇風機、冬期間はジェットヒーター等により、避難者ができる限り安心して生活できるように、その

環境の整備に努めているところであります。

次に、2点目の避難所における自主防災組織の役割に関するご質問であります。町の「地域防災計画」では、避難所の運営において、町は避難者や地域住民、自主防災組織等の中から運営リーダーを選出し、そのリーダーや避難者等と協力して、避難者の把握や物資の調達、情報の伝達等を行うこととしておりますが、今後は、自主防災組織との役割分担を整理し、明確化することで連携強化を図り、より良い避難所運営ができるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の食料品等の備蓄に関するご質問であります。町では、日頃から災害の発生に備えて3日以上以上の食料や飲料水の備蓄をお願いしているところであり、更に避難する場合においては、非常用持出品を持参するように、町の広報や防災講話を通して町民や自主防災組織に呼びかけているところであります。

この度の7月の大雨災害を踏まえ、町民や自主防災組織など、災害や避難への意識が高まったと思われることから、災害に備えた備蓄への取り組みが一層促進されるよう、改めて広く周知し、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきます。今回の豪雨被害では、特に私が暮らしている押切地域では多くの農産物被害の報告を耳にいたしました。上流からの水が押し寄せ、特に4日間の間冠水により今まで経験したことのないほどの被害でした。鶏舎では多くの雛鳥が水死し、大豆畑は完全に枯れ、ネギ畑、キビ畑では収穫目前にして全滅の被害。高齢の農家をしている人の話では「生まれてこんな水害の被害は初めてだ」と言っていました。地域的に豪雨の際、雨水などが集まる地形になっているとはいえ、ここまでのひどい水害の経験はないと言っていました。まさに100年に一度の災害と言えるのではないのでしょうか。

鳥の死骸を真夜中に始末する姿、被害に遭った畑で立ち尽くす高齢の方が泣いていました。かける言葉もなく、私はその方が間違いなどを起こさないか心配で、その場を離れることはできませんでした。農業共済では、このようなときのために収入保険などがあり、町でも推進に力を入れているものと知っています。しかし、費用面での支出も大きく、三川町では加入率が32.5%にとどまっている実態にあります。今回の調べで保険の該当になっていない農家が多く、上流地域と下流地域の被害は歴然であり、下流の生産者は住宅被害などが発生するよりは畑に水がつくのも仕方がないことだと理解しているとは思います。

しかしながら、その状態に甘えていいのでしょうか。先日の配布物に大雨被害に対する被害対策支援について、三川町では県の支援メニューに上乘せ支援することを検討している内容に、早々の対応に感謝申し上げますが、先程述べたとおり、収穫間近の時期でまき直しもままならず、追加の消毒に関しても作物は枯れ果て、追加の肥料や農薬の散布も意味をなさず、該当するものは少ないかと感じます。今後、保険の必要性の周知を推し進めると同時に、来年度再生産ができる支援策を検討してもらいたいと願うばかりであります。

三川町では、ふるさと納税災害支援給付型に関して50万円を超える金額が集まったと聞いていますが、仕組み的には災害者個人へは行かないものと聞いています。今後、どのような使い道を考えているのか伺います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問にありましたふるさと応援寄附金の中の災害支援金に関するご質問でございました。災害支援金につきましては、9月2日の時点で件数として78件、金額として55万1,111円の額が集まっているというところでございます。こちらにつきましては、災害支援という名目での寄附金の募集でございますので、返礼品等の贈呈は実施をしておらないというところでございます。使い道につきましては、今ご質問もありましたが、個人に対する災害対策ということではなくて、例えば避難所の設置運営に関する費用でありますとか、それが全体的な災害対策に対する費用ということで想定をしているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 78件、55万円といった金額が集まったといった部分で大変皆さんの厚意に頭が下がる思いでございますが、ぜひ被災者の手助けに直結する使い道を考えてもらいたいと願うばかりであります。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

今回の避難所開設にあたり、地域住民からは直接電話など相談の連絡がありました。母親が寝たきりで、旦那も出張で家にいなく、避難所である体育館に連れてきても大丈夫かといった内容でした。本人は避難所である体育館に向かっているとの話だったので、私も正確な対応が分からず、避難所である体育館に向かいました。体育館に着くと対応していた健康福祉課の職員がすぐに関係機関に連絡をとっていただき、本当に不安だったので、涙を流して感謝しておりました。たまたまの花荘の方に入れるスペースが急遽あり、緊急ではありましたが、とっさの対応をしてもらったと言って大変喜んでおりました。近くでその様子を見ていた私は、これこそ三川町のあるべき姿であり、とっさの上司の指示はもとより、日頃から関係機関との連携がとれていたものと深く感銘を覚えました。災害時、想定外だらけのことと思いますが、決して無理せず、一人の職員に過剰な負担が押しからぬよう体制整備を今後ともお願いしたいと思います。

今回の災害で最後まで避難所にはいませんでしたが、避難所に来た人の多くが様々な要望を出しているようでした。残念ながら、食料品の備蓄を持ってきた人は1割にも満たなかったように見えました。まだ災害時の備蓄の確保には認識が薄いものだと改めて感じました。また、役場職員は自主防災が体制を整えるまでの活動であるのに、肝心の自主防災が機能することなく終わったように感じました。今回の避難指示が短期間であったものが幸いで、もう3日続いていたらどうなったでしょう。私は行政自体がパンクしたように感じ取れました。自主防災のあり方をいま一度確認し、ぜひそういった部分で助け合いの町、そして自らの命は自分で守るといった認識をいま一度植えつけてもらいたいと思っております。

町長答弁にあったように、今回の災害を今後に生かしてほしいと感じましたし、避難する側も考えを変えると私は思っております。鉄は熱いうちに打てといった言葉があるように、

今回の災害が決して他人事ではなかったといった認識を町民の多くが持ったのではないで  
しょうか。この議場には、39年生まれの同期の職員が複数いますが、60年前の新潟地震、  
そして山陰北陸豪雨が7月18日、19日、降水量が200mmを超える集中豪雨といった部分  
で同じ時期にこういった災害がありました。山陰北陸豪雨のときには、死者数が114名、行  
方不明が18名、負傷者が221名、全壊家屋が669棟などの被害が報告されております。や  
はりこういった被害を防ぐのも我々の役割だと思っておりますし、備えをしっかりと持つべき  
だと私は思っています。60年前に生まれた私たちが災害に対する意識を高めることは天命  
であり、我々の責務ではないでしょうか。いつ起きるか分からない災害に怯えることなく、  
万全な体制で迎え撃てる三川町であることを願っております。

町長答弁でもあったように、今後マスコミ等、そして広報等でも周知を徹底していくと  
いったような内容が確認されましたし、そういった備えも十分蓄えていくといったような話  
を聞きました。ぜひ、いま一度3日間の備蓄も含め、町民に必要性を訴えながら、私の一般  
質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長（志田徳久議員） 以上で1番 小野寺正樹議員の質問を終了します。

次に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員）

1. 加齢性難聴者への補聴器  
購入助成について

1. 高齢者の多くは、加齢によって聞こえづらくなる加齢性難  
聴と言われている。人前に出づらくなり認知症につながる要  
因の一つとも言われているが、加齢性難聴と認知症との関係  
についての認識を伺う。

2. 高齢者が自らの「聞こえ」の状態を知ることは重要と考  
える。聴力検査を気軽に受けられるような場づくりの考えを伺  
う。

3. 難聴をカバーする補聴器は高すぎて購入できないという高  
齢者がいる中で、助成制度を設ける自治体が増えてきてい  
る。全国的な動向と助成制度を設ける考えについて伺う。

2. 通学路の安全対策につ  
いて

1. 通学路となっている三川郵便局前交差点の町道助川三本木  
線北側にも横断歩道を設けて欲しいとの要望がある。設置に  
ついての考えを伺う。

2. 保護者や地域住民、町内会等から通学路や学校周辺の道路  
環境に関して、要望があった際の対応について伺う。



本定例会において、通告に従い、質問いたします。

質問事項 1、加齢性難聴者への補聴器購入助成について。

高齢者の多くは、加齢によって聞こえづらくなる加齢性難聴とされています。人前に出づらくなり認知症に繋がる要因の一つとも言われていますが、加齢性難聴と認知症との関係についての認識を伺います。

高齢者が自らの「聞こえ」の状態を知ることが重要と考えます。聴力検査を気軽に受けられるような場づくりの考えを伺います。

難聴をカバーする補聴器は高すぎて購入できないという高齢者がいる中で、助成制度を設ける自治体が増えてきています。全国的な動向と助成制度を設ける考えについて伺います。

質問事項 2、通学路の安全対策について。

通学路となっている三川郵便局前交差点の町道助川三本木線北側にも横断歩道を設けてほしいとの要望があります。設置についての考えを伺います。

保護者や地域住民、町内会等から通学路や学校周辺の道路環境に関して、要望があった際の対応について伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項 2 の通学路の安全対策に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項 1 の加齢性難聴者への補聴器購入助成について、1 点目の加齢性難聴と認知症の関係に関するご質問ですが、加齢性難聴は、コミュニケーション障害や社会的孤立を引き起こすこともあると言われていることから、認知症の発症や認知機能低下のリスクを高める要因があると認識いたしているところであります。

次に、2 点目の高齢者の聴力検査に関するご質問ですが、多くの町民の方から受診していただいている「特定健診」や「後期高齢者健康診査」は、生活習慣病の予防や心身機能の低下を早期に発見し、早期治療に繋げていくことによる健康の保持・増進を目的に実施しているところであり、聴力検診は対象外となっております。一方で、聞き取る機能の衰えに対するヒアリングフレイル予防は重要な取り組みであることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業や地域包括支援センターの介護予防研修会等で取り上げるなど、検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、3 点目の補聴器購入に対する助成制度に関するご質問ですが、全国的には補聴器購入助成が広がりつつあり、県内でも 5 市町村において実施しているところでありますが、その数もまだ少なく、また、本町においては、身体障害者手帳を交付されている方に対する支援を行っていることから、加齢性難聴者への補聴器の購入助成については、現時点では考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の通学路の安全対策について、1点目の横断歩道の設置に関するご質問ですが、現在、三川郵便局前交差点には、東側、西側及び南側の3方向に横断歩道が設置されております。以前、PTAからの要望もあり、北側への設置について山形県公安委員会へ要望した経過がありますが、現状の交通形態や交通量等を考慮して、3方向の横断歩道設置となったものであり、新たに北側への設置は難しいものと捉えているところであります。

次に、2点目の通学路等に関する要望への対応に関するご質問ですが、「通学路安全安心プログラム」に従い、毎年、学校からの通学路に関する要望に対し、関係機関とともに一斉点検を実施し、改善に努めているところであります。また、町PTA連合会から通学路等に関する要望書も提出いただいております。教育委員会が窓口となって関係課等で検討し、連合会の役員の方々に直接回答をさせていただいているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それでは再質問をさせていただきます。加齢性難聴と認知症の関係につきましては、これまでも2度ほどお聞きしております。いずれのときも、「認知症の発症は様々な要因があるが、発症に至るメカニズムが解明されていない。補聴器を使うことによって、一部の認知機能の低下の抑制がされる可能性があるということだが、可能性があるということにとどまっている」という以前のお話でした。今回、先程町長答弁では、これまでの認識から1段上がったのかというように思います。

そこで最初に確認させていただきたいと思いますが、全国的な傾向にある高齢化ですね。本町の場合、総人口から見た高齢化率とその傾向、今後の予測ですね、それと介護保険認定者のうちの認知症の割合はどうなっているのか最初にお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 高齢化率、それから介護保険認定者数のうちの認知症の割合というご質問でございました。三川町の人口は減少傾向にあるものの、高齢者が占める割合は増加し、高齢化率は増加するものと認識しております。令和4年度、高齢化率は33.2%に対し、令和5年度で34.4%ということで増加傾向にあります。この状況は今後も続くものと認識しております。それから、介護保険認定者数のうちの認知症の割合というご質問ですが、令和5年3月末現在の数値になりますが、要介護認定を受けている方は387人いらっしゃいます。そのうち認知症高齢者数は280人で、割合としては72.4%を占めております。長寿命化が進んでいることから、認知機能に障害がある人の割合も今後高まっていくものと認識しております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 先月8月の広報に認知症に関する特集が載っておりました。「認知症にやさしい町は、きっとみんなが住みやすい町になる」というタイトルで、課長がおっしゃったように今後も高齢者が増えていくのに合わせて認知症も増えることが予想されるところですが、認知症予防とそれに認知症の進行を遅らせるためには、今日行くところがあ

るというように、人との関わりを持っていくことが大切なこととありました。社会参加を続けていくには、膝や腰や目、このような健康と同じように耳、聴力も大切な要因と思います。人が集まるところでのコミュニケーション、会話で、その会話を成り立たせる大きな要素が聞こえではないかと思います。社会参加と聞こえ、これについていかがお考えでしょうかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 高齢者の聞こえに関するご質問でございました。高齢者の聞こえは、生活の質を大きく左右する重要な要素であるということは、私も同じく認識をしているところであります。聴力の低下はコミュニケーションの困難さ、認知機能の低下に繋がり、それによる孤立感からうつ病や生活不安の発症リスクを高める要因にも繋がるものと認識しており、非常に聞こえは重要なものということは私も同じ思いであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 人の集まるところに行っても言っていることが聞き取れない。分からないからおもしろくないし、孤独感を感じる。一回で聞き取ることができないので、何度も聞き返して申し訳なく感じる。みんな楽しそうに笑っているから何だか分からないけれど、とりあえず笑っておこう。何となく笑ってごまかす。こういうことで難聴のことをほほえみの障害とも言うようです。健康講話や講演などに参加したくても、内容を聞き取れず諦めていると、体は健康で元気であるのに聞こえが少しスムーズにいかないのがストレスを感じているという高齢者が多くいらっしゃいます。加齢性難聴は聞こえないから不便だ。これにとどまらず、人との接触を遠ざけ、地域社会との関わりが希薄になり、孤立化する危険もはらんでいると思います。

それで、近年では様々な機関から難聴は認知症の最も大きな危険因子という指摘が出されるようになってきています。日本耳鼻咽喉科統計部外科学会では、6月25日にACジャパンの支援広告キャンペーンによる啓発活動を7月から1年間にわたり、テレビや新聞、全国メディアで展開すると発表しておりました。時折、テレビで以前のアイドルと言われた近藤真彦さんが「マッチ60歳、聴力検査デビューします」というのを見ることがあります。聞こえにくさを放っておくと、認知症やうつ病、社会的孤立に繋がるとここでは強調しています。

やはり高齢者が自分の聞こえの状態を知ることは重要だと思います。先程の町長答弁では、前向きなお考えを示していただきました。同時に、町としても難聴と認知症などとの関連が今示されてきている中で実態を把握することが必要ではないかと思います。課長おっしゃったように、特定健康診査や後期高齢者健康診査に聴力の検査の項目はなかったと思っているところですが、この項目を加えるように国の方に働きかけるとか、そういうことが必要ではないかと。実態をつかむ取り組みに対してのお考えと併せて国に働きかけるお考えについてお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 全国的に高齢者の聴力検査を独自に実施している市町村

が増えているということは、私の方でも認識しております。また、健診による聴力検査の可能性について、健康管理センターにも少し確認をしてみました。75歳以上の人間ドックでは、200円から400円のオプションで検査は可能ということでございました。しかし、健診時にしているような検査機器では、加齢性難聴検査は適さず、ほとんどの方が要精密検査対象になってしまうということもあり、今のところは除外しているということでございました。先程来から様々な話をしているところでございますが、加齢性難聴についてはやはり認知症の可能性を高めるリスクがあるということもありますので、今後とも国の動向を注視してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 国の動向ですね。多くの自治体では今大きな動きになっていると思います。国立長寿医療研修センターの研究では、65歳から74歳の4割の方が、それから75歳以上だと7割の方が何らかの聞こえにくさを抱えている可能性があるとしています。本町の65歳以上の人口に当てはめると、1,000人を超える人が聞こえにくい可能性があるということになります。全日本年金者組合の調査によるところでは、全国の自治体での補聴器購入費助成制度は今年の1月時点で239で行っていたものが4ヵ月後、5月末時点では286の自治体に急速に広がっています。半年で47増えているという状況になります。ちなみに、昨年の3月議会の一般質問のときに同様の質問をいたしました。そのときにお示ししたのが120の自治体でしたので、1年少しで2倍以上の広がりになっているということです。高齢者の健康を守るためには、中程度の難聴から聞こえに対しての助成は必要だという自治体が広がっています。

少し資料を取り寄せたところによりますと、少し驚いたんですけども、新潟県では30の自治体すべてでこの助成制度を行っているという状況もありました。こういう取り組みの中で先程来まだ考えがないということではありますけれども、こういう状況を今お示しましたので、本町でも取り組むべきと思いますが、再度伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 加齢性難聴に対する補聴器の購入助成に関して言えば、やはりまだ可能性があるという表現で、国の方でもその段階でとどめているというところがあります。ただ、一方で重要なことは、高齢者自らがフレイル予防、いわゆる耳の虚弱からくる聞こえにくさが認知症のリスクを高めるというところを、やはり高齢者自らが学ぶことが私は重要なのかというように思います。

健康は与えられるものではなく、自分で築くものというやはり概念がありますので、今後介護予防研修会や高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業等で取り上げ、高齢者自らが聞こえについて関心を持つこと、そういった取り組みをぜひ行っていきたいなというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ヨーロッパ、北欧の方では、中程度の難聴者の人に配っていることなどを挙げて、学会でも国の方に助成を求めています。多くの高齢者、年金生活者にとって

は補聴器の購入は経済的に大きな負担となります。本町の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画でも心身の健康と生活の安定という老人福祉法の目的に沿って、高齢者が自分らしく活躍できるよう、社会参加や地域活動の自主的な活動を支援すると、こういうように基本目標を掲げています。購入費に対する助成を前向きに考える時期に来ているのではないかと思います。早急に検討していただきたいと申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

通学路の安全対策です。三川郵便局前の交差点の横断歩道。これが交差点の3方、3ヵ所に横断歩道が設置されていますが、1ヵ所北側にも設けてほしいという要望がありましたので、取り上げさせていただきました。この要望は町の方にも届いているということで、公安委員会の方にも要望等は上げているみたいですが、なかなか難しいというお話でございました。ここの交差点の横断歩道につきましては、3年前の3月議会で取り上げさせていただきました。そのときも関係機関に要望するというので、1年ぐらい過ぎたくらいに設置されたかと思います。それによって中学生は複雑な渡り方をせずに真っすぐ行けるようになりましたけれども、小学生は変わらずにこの複雑な渡り方をしなければならない状況です。

横山の本村の方から郵便局前を通って横山小学校の方に行くわけですが、ここの交差点だけで横断歩道を3回渡らなければいけないと。一つ目の横断歩道で南側に渡って、それから東側に渡って、そして北側に渡って、それから歩道を歩いて集団登校の集合場所へ行くというようになっているようです。近年は取り締まりも強化されて、ドライバーの意識も横断歩道は歩行者優先にと変わりつつありますが、横断歩道上での事故はなくなっていない。ここだけで3回の危険性があると、いつも子どもを見守ってくださっている近所の方が言っておられました。そして、ここでは以前にも何度か事故も起こっています。このようなことを踏まえて、早急な設置、関係機関に再度強く働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 三川郵便局前の横断歩道につきましては、先程の説明にもあったわけなんですけれども、現在3方向の横断歩道の設置という中で、更に北側につけてほしいということにつきましては、PTA 联合会の方からも以前から要望がございました。それにつきましては、県の公安委員会にも町として要望をし、その中で現在の交通量とか歩行者の状態であるとか、そういったものを踏まえて現行の3方向での横断歩道が望ましいというような回答であったというように聞いているところでございます。

横断歩道を多く設置すれば、交通事故が減るのかという部分もあるわけなんですけれども、横断歩道があるということは、それだけ歩道を渡る箇所が増えるという部分から、交通事故がどのような形で起こってしまうか、その辺を県の公安委員会の方がしっかりと考えた上で、今現在のものが良いというように判断したものというように、教育委員会としては認識しているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 横断歩道、これは町内各所にたくさんありますが、塗装が薄くなり消えかかっているところもあります。停止線も同じようになっているところが多くあります。

県警の発表によりますと、交通違反の主なもの速度超過、これが一番ですけれども、その次に一時不停止そして横断歩行者妨害となっております。ドライバーの注意喚起を促す上でも、こちらの塗装状況も点検していただき、関係機関に働きかけていただきたいと思います。この塗装についても見解を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 横断歩道に限らず、一時停止線等の消えかかった箇所については、一定程度の把握をしながら、また要望を踏まえながら要望しているところであります。ただ、横断歩道に限らず、これを町が独自でといいますか単独で引くことはできないということになりますので、どうしても公安委員会なり、警察等の関係機関による塗り直し等ということになりますので、例年その都度要望はいたすところでありますけれども、結果としてその予算云々ということで、なかなか進捗が図られていないという状況にあります。ただ、安全という面は当然欠かせませんので、これからも強く関係機関に対しては働きかけていきたいというように考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 他の通学路ですね、学校周辺の道路環境についてお聞きしたいと思います。押切小学校に通っている子どもたち、三本木から桜木を通っての道、それから押切中町からみかわ保育園・幼稚園脇を通って小学校までの道の脇の水路にグレーチングがかかっています。そこで滑って転んでけがをする子どもがたびたびいると聞いておりました。水路というと普通コンクリート製かと思うんですけれども、なぜこの滑りやすいと言われるグレーチングになっているのか。また、例えば反対側に歩道を設けてほしいとのお話もあるんですけれども、そのような検討というのはこれまでなされてきたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 町道押切新田線のことかと思います。こちらにつきましては、もともとはそうですね、昭和60年くらいまでは素掘りの水路だった箇所、素掘りの時代は車1台がやっと通れるくらいの幅員でございまして、それに対して町で農林の補助を使いまして、そちらに製品側溝を据え付けしたところです。それが昭和60年代くらいの話かと思うんですけれども、それ以降、今グレーチングになっているところについてはそのまま開渠、蓋がけのないただのオープン水路が2本ずっと特に対馬のはずれから三本木の間、あるいはみかわ保育園・幼稚園の北側からずっと折原元教育長のお宅と言ってお分かりいただけるかですけれども、その区間ですとか、そういった形のオープン水路になっておりました。

しかし、やはりそこが製品水路を据えたことによって、道路幅員がある程度確保になったことによって、今度子どもたちは確かに歩きやすくなったんですけれども、車も通やすくなったがゆえ、車の交通量あるいは車速が上がったことによって、通学の児童生徒に対して危ないという声もやはりございまして、少し時期ははっきり申し上げられないんですけれども、平成10年代の半ばに農林のこちらにも補助を使いまして、グレーチング、今の形になっ

たところ。これにつきましては、確かにグレーチングという滑りやすいというお声が確かにございましたけれども、次善の策、やはり水路としては、なかなかコンクリート蓋がかけられないような形状の水路でございまして、仮にそれにコンクリートの蓋をかけると今度道路の排水がとれないだとか、あるいは横道の方の車両の通行の妨げになるとか、あるいは除雪の支障になるとか、そういった複合的な要因がございまして、次善の策としてグレーチングで対応しているというところでございます。

児童のけがに関してでございますけれども、確かに設置して間もないころ、あるいは近年も少し私の記憶が定かでないんですけれども、児童の転倒事故というのはございました。そちらについては学校の方にグレーチングのところでは走らないようにということで、まず指導を徹底していただくこと、あと町としてはここは走らないことという看板をつけるなど、あとここ数年ですけれども、このグレーチングに対しましてボークス塗装、要は滑りにくくなるような塗装を施すことによって児童の安全の確保を図っているのが現状でございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 5 番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で5 番 砂田 茂議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 5 時 4 9 分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 6 時 0 0 分)

次に、4 番 佐久間千佳議員、登壇願います。4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

- |                  |                                                                                                                                         |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 町有バス利用の拡充について | 1. 高齢者の介護予防において地域支援事業の効果的な取り組みが重要とされている。通所型サービスB（よれちゃ家）のニーズが高まる中、そのニーズに合わせた町有バス利用をすべきと考えるが所見を伺う。                                        |
|                  | 2. 小学校スクールバス運行方針が改定され、登下校の安全安心対策が進められている。熱中症対策での運行も可能と考えられる事から、その基準と今夏の状況を伺う。また、少子化対策、子育て支援の一環として全児童を運行対象児童とするなどの先駆的施策を打つべきと考えるが所見を伺う。  |
|                  | 3. 中学校部活動及び地域クラブ活動でのバス利用の原則について、部員の減少により近隣自治体との合同チームの発足や、休日の地域クラブに関して、教員による引率が想定されていないなど、現状では生徒の活動に影響を来すものと考え。状況に合わせた見直しが必要だと考えるが今後の方針を |

伺う。

4. 各種施策の効果的な推進に資する町有バスの拡充は急務だと考える。町有バスの増台と、運転手の処遇及び業務改善等での確保策について所見を伺う。

令和6年第4回三川町議会定例会において、通告に従い、質問いたします。

1、町有バス利用の拡充について。

質問要旨1、高齢者の介護予防において地域支援事業の効果的な取り組みが重要とされています。通所型サービスB（よれちゃ家）のニーズが高まる中、そのニーズに合わせた町有バス利用をすべきと考えますが所見を伺います。

二つ目に、小学校スクールバス運行方針が改定され、登下校の安全安心対策が進められています。熱中症対策での運行も可能と考えられることから、その基準と今夏の状況を伺います。また、少子化対策、子育て支援の一環として全児童を運行対象児童とするなどの先駆的施策を打つべきと考えますが所見を伺います。

三つ目、中学校部活動及び地域クラブ活動でのバス利用の原則について、部員の減少により近隣自治体との合同チームの発足や休日の地域クラブに関して、教員による引率が想定されていないなど、現状では生徒の活動に影響を来すものと考えます。状況に合わせた見直しが必要だと考えますが今後の方針を伺います。

四つ目、各種施策の効果的な推進に資する町有バスの拡充は急務だと考えます。町有バスの増台と、運転手の処遇及び業務改善等での確保策について所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

なお、町有バス利用の拡充について、2点目及び3点目のご質問につきましては教育委員会よりご答弁申し上げます。

1点目のニーズに合わせたバス利用に関するご質問であります。通所型サービスBよれちゃ家は、基本的に町有バスを利用し送迎しているところであり、一部送迎の動線から離れる方や、バスの乗降が大変な方にはボランティアの方が直接送迎し、高齢者の負担軽減を図るなど、きめ細かな対応に努めております。また、他の事業においても、町有バスの利用により高齢者の参加を促進しているところでもあります。

次に、4点目の町有バスの増台に関するご質問であります。今年度、町が保有またはリースしておりますバスの台数は、中型2台、小型3台の計5台で、町主催の事業等において、町が委嘱した運転手により運行しておりますが、現在バス運転手の確保が大きな課題となっているところでもあります。

このバスの運転手については、ハイヤー・タクシー業界の運転手不足と同様に、全国的に官民間問わず、その確保が課題となっているところでもあります。



そのような中、法令等の改正により、長時間運行等の改善は図られているところではあります。この運転手不足については、賃金等の処遇や労働条件の見直しを行ったとしても、その解決は困難なものと捉えており、町有バスの増台は難しいものと考えているところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

町有バス利用の拡充について、2点目の熱中症に対応した小学校スクールバスの運行に関するご質問ですが、今年度、児童の通学時における安全確保を図るため、近年の猛暑への熱中症対策として、スクールバスの運行基準を一部改定したところであります。その主な内容として、通学バスの運行対象となる片道の通学距離を従来の3.5kmから3km以上とし、運行対象となるエリアを拡大しております。また、学校ごとの対応として、今年度、年間の授業日数を調整したり、2学期の始まりを遅らせるなどの配慮を行ったこともあり、通学に際しての熱中症等の発生は、現在のところ確認されていないところであります。

なお、子育て支援の一環として全児童をすべてバス運行の対象にするという考え方については、子どもの生活リズムや体力低下など多くの課題もあることから、現時点においては考えていないところであります。

次に、3点目の中学校の地域クラブにおけるバス利用に関するご質問ですが、これまで町有バスを部活動の大会や遠征などで利用する際には、町の貸し出しルールや中学校で定めたバス利用に関する内規に従い運用してきたところであります。しかしながら、現在、中学校の休日の部活動については地域に移行され、それぞれの種目ごとに活動の形態も違ってきていることから、町有バスの利用に関してはルールの見直しが必要であると認識しております。教育委員会といたしましては、次年度に向けて、関係機関と協議を進めながら、今後のバス利用のルールを定めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、高齢者の介護予防に関する点から質問をさせていただきます。高齢者保健福祉計画第9期に記載されている内容であったり、所管課研修のときにお聞きした数字を申し上げますと、先程も同僚議員おっしゃっていた部分もありますが、若干少し数字の捉え方、時期によって若干のズレはあるようですが、この数字、高齢化率を申し上げますと令和4年度に関しましては本町33.3%ということでありました。この計画の中では、令和27年度まで見込まれておりまして、そちらが39.3%ということで、約4割近い、40%近い高齢化率になっていくということが見込まれているところであります。人口減少も影響しているというように思いますが、やはり全国的な高齢化というところが反映されているというように見てとれるわけであります。

要介護認定者数においても、令和4年度16.5%という数字がですね、令和27年度においては22.6%と推計されており、やはり早期の介護予防ということが課題になっているという

ことは捉えられると思います。やはり手を打つべきところには、迅速に手を打つということが必要だと考えております。その一端を担う事業として、通所型サービスBよれちゃ家というのが担っているのかというように思っております。先日7月ですけれども、我々議員も数名よれちゃ家に参加させていただきました。参加者皆さんが体であったり、頭を使うような体験ができる活気のある活動をしていたというように捉えております。

そのよれちゃ家ですが、令和5年度は年間40回開催しておりまして、月平均大体3回以上ですね、開催しているということになりますし、参加者も平均で1回につき20人ぐらい参加しているというようなことでありました。この事業としましても、ニーズが高まっているし、今後必要になってくる事業というように捉えておりますが、やはりバスの送迎というものの制限がかかっているのではないかというように思われます。1台で送迎できる範囲で事業展開というものを考えているのか、それともこの事業に関してはそういった制限がなく、希望者が参加できるような仕組みとなっているのか。まずそこを確認したいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） よれちゃ家に関するご質問でありましたけれども、よれちゃ家に関しましては人数の制限は設けてはおりません。今年度は約50名の方が申し込みをしていただきまして、25名体制の2班に分け、月4回の合計44回を目標にして事業を実施しております。バスに関しましては先程来話ありましたように、町有バスの貸出ルールの中で実施をしているということであり、特にそのバスの利用を制限しているものではなく、ルールの中でバスの利用をしているところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） では確認ですが、この事業計画であったり、実施するにあたってルールに則りという中では、人数制限等なく2台でも使用できるという認識でよろしかったかどうか確認します。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 基本的には今お話したとおり、人数の制限を設けていませんし、バスの利用制限も設けておりません。ただ、委託事業で実施しておりまして、委託料の関係もありますので、どのような人数体制ができるか人数の申し込みの状況によっては、もしかしたら委託料を増やすとかということも必要になってくるかもしれませんし、その辺に関しましては状況に応じて検討しながら考えていきたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程の答弁にもありました月2回でグループで分けて4回行っているというような基本的な計画ということでありましたが、参加者を1回で四、五十人参加できればその活動というものがにこにこメイトだったり、そういった方々の負担軽減に繋がってくるのかな、またはもっとできるという方に関しては、町内会へ出前での事業をするなどの水平展開できるのではないかというように思われますが、そういった制限なくて1回で四、五十人での開催ができるということは、やはり今後、そのような展開ができるのではないかと思います。その辺の見解をお伺いしたいと思いますし、そのバス利用の拡充と併

せて、やはり施設的な問題も同時に考えていかなければならないと思いますけれども、その辺に関しても見解をお伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 1回で50人を相手にするということになれば、スタッフも50人分の目が行き届くスタッフが必要になるということになり、今現在2班体制で交代体制で行っているものが、全員参加するということになりますので、かえってボランティアの方々の負担になる可能性もあるのかと思います。現在2班体制で実施しているのは、やはり福祉センターで実施しているということもある、施設の容量、キャパ、それから今お話ししたようににこにこメイトに対する過度の負担にならないようにということも考えております。といいますのも、にこにこメイトに関しましては他の事業ということで、出前カフェ、にこにこカフェ、サポーター養成講座、様々な事業をお願いして、まず町の認知症のためのトップランナーということで、様々な事業に協力していただいております。そういったこともあり、過度な負担にならないようなところも考慮しながら、今後とも検討してまいりたいと思います。

それから施設のお話もありました。施設に関しましては今現在、福祉センターを使っておりますが、もし人数が多くなるようであれば、今後、様々な町の公共施設等の利用も含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） その負担軽減という観点からも、今のやり方をずっと継続するわけではなく、やはり1回でできるものは1回にして軽減できるものはしていくというような視点も必要ではないかと思ひまして、質問させていただきました。また違う事業ということも今数多く手がけていると思われますので、その辺を他の事業をできる余力をやはり考えていかないといけないのかと思いますので、人数制限等ではなく負担軽減も考えながら、一番はきめ細やかな事業で実のある事業というものが一番求められますけれども、やはりボランティアの負担軽減ということも同時に考えていかなければならないのではないかと思います。

また、高齢者相手という言い方が正しいかどうか分かりませんが、やはりご高齢の方を対象とした事業ですので、バスに関しましてもそれなりの対応というものが必要になってくるのではないかと思います。運転手の対応です。手を取って乗せるというところまではいかないかと思ひますが、やはりそういったきめ細やかな対応というものが運転手にも求められるのではないかと思いますけれども、そういった対応、少しは気にかけてほしいというような声が届いておりますが、当局の方にはそういった声が届いているかどうか確認したいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 総務課で町有バス等を所管しておりますが、そういう声は私の方には届いていないところであります。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 届いていないということで、最後の質問にも絡めてもう一度質問

させていただきます。

次に、小学校のスクールバス運行の関係でありますけれども、子育て支援の一環という部分が大きいのかというように私は思います。あとは安全対策ですね。平均気温も上がっているということでもありますが、やはり近年暑さ指数というものが言われるようになってきました。なぜ、こういう言葉が出てくるのかと思ったときに、やはり人間の体というものがそういう基準を基に、何かしらの基準を基に判断をしないと危うい暑さになってきているのではないかというように思います。また、子どもの住む環境であったり、生活リズムというお話もありましたが、やはりそういったものが暑さの対抗性といいますか抵抗性が若干弱くなっているのかというように思われますし、暑さも次元の違う暑さになってきているのかというように思いますので、その辺に関してのやはりバス運行というものが必要になってくるのではないかと思います。

下校時にですね、暑さ指数だけで見ますと30というような数値を超える暑さ指数であったり、28以上が厳重警戒というような数値になっておりますので、そういった下校時にも暑さ指数はかなり危険度が高い状況が続いていると思われそうですけれども、その辺の見解をお伺いしたいと思いますし、今、学童の利用者も増えていることから下校が人数が少ない状態で帰るパターンが増えてきていると。登校ですと、やはり登校班で集団で出るので、何か異常があった際に気づきやすいんですが、下校ですと例えば熱中症であったり、あとは不審者事案等が発生した場合の影響が深刻化するような危険性があるというように考えられますので、その辺に関しても見解をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） まず下校時の暑さ指数に関しての見解ということでございましたが、学校の方では当然、そのときの暑さ指数というものをしっかりと捉えながら、子どもの下校に配慮をしてくれているというように思います。暑さが厳しいというあまりにひどい状況であれば、少し下校をとどめるという場合もあるかもしれませんし、水分等をしっかりとって下校に備えるというようなことの対応については、学校の方では常々行っているというように思います。

また、不審者等への対応ということで、基本的には1人下校というものにならないように、教育委員会では配慮しているところでございまして、やむなく1人下校になるような場合は、バスでの下校というものも特別に認めているというような状況もございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 運行方針の改定により、その運行に関しては教育長の決定によるというようにあります。運行判断基準というものが暑さ以外、例えば豪雨とかそういったものにも及ぶのかどうか。この辺の判断基準についてお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 教育長の判断ということですので私の方でお答えいたしますが、基本的に今のところ想定しているのは暑さ対策ということではありますが、時と場合によって豪雨等で判断しなければならないということも出てくるかと思えます。その場合、急遽バ

スということにはなりませんので、学校の方で今のところ行っているのは、例えば職員が一緒に下校したり、とどめ置いたり、それから大変ご迷惑をかけるんですが、子どもの命を守るためにということで、保護者の方にお迎えをお願いしたりというようなことで、命を守るということを第一に考えながら行っています。

ただ、この 3.5km から 3 km という基準についてはやはりおっしゃるとおり、体の熱に対する対応という点で決めさせていただいた内容ですが、その場に応じて、その日に応じて学校と相談しながら、子どもたちを安全に帰すということで考えておりますので、今後もそういう方向で進みたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） やはり何かしらの判断基準がないと教育長の負担が大きくなるのではないかと思います。場当たりの判断はできないと思われますし、バスの手配もありますので、やはり何かしらの判断基準というものを設けて、あらかじめ手配できるような、そういった対応をしていただきたいというように考えております。また、教育長の答弁の中には、保護者の迎えをお願いするというような言葉もありましたが、今やはり共働き世帯が増加することによって迎えが難しいという世帯も増えております。町内全体で見ても送り迎えというものに格差が生まれてきていると見てとれますので、そういったものも解消して三川町全体で子育て支援をしていくという意思表示にもなろうかと思いますが、こういった全児童対象のバス運行に関して、町長、見解をお伺いしたいと思います。子育て施策としての三川町として、近隣にない施策を打てると思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町有バスの運行につきましては、先程総務課長の答弁でもありましたが、この運行についての適切な利用というようなことを、それぞれの利用者には理解をしていただきながら運行しているわけであります。そういう中における通学バス、これらの運行についての全児童を乗せるべきというようなご意見ではあるわけでありますが、やはり通学距離、そしてバス運行という部分については、今までの経過の中で様々と検討しながら距離の短縮等も進めてきたわけであります。

先程来の質問にあるとおり、近年の気象状況に合わせたこの通学のための安全性という部分からしてのバス通学ということは、それは当然理想的な部分があると、このように思うところであります。やはり近年の気象状況から見てもその暑さ指数というものについて、子どもだけでなく、成人の方々においても、日常の生活の中における判断というようなことが必要だというようなことになっているわけであります。

このようなことから、バスはそのような運行の中において、最も安全なその通学、あるいは下校というようなその対応にはなるというように思いますが、その運行のための様々な準備、そして先程もあったように、教育委員会としての、教育長としての判断ということから、安全な登下校を確保するというような対応を行いながら、今後、通学バスの運行については教育委員会が判断をするというようなことで、確かに佐久間議員の言われるような子育てとこの通学バスを全児童あるいは状況によっては中学生徒までというようなことも

全国的にはそういうような状況もあるわけでありましてけれども、そういった面においてはやはり今後の検討になるというようなことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ選ばれる三川町になるためにも、積極的な検討をしていただきたいというように思います。

中学校部活動の関係であります、今のスクールバスにも関連した上で、この順番でさせていただいたんですが、やはり体力低下というものが課題になってこようかと思えます。その中で地域クラブというものが重要な役割を果たしていくのではないかとこのように思えます。今、運動部に所属しない生徒児童というものも増えてきている中で、やはりこういった活動にしっかり参加できるというところが子育て支援もしくは体力低下防止に繋がっていくというように考えますので、このルールづくりというものは早急に行わなければならないと思えますが、やはり次年度に向けて検討するという答弁をいただきましたので、あまり細かくは聞きませんが、近隣の鶴岡市、庄内町等の規定のすり合わせというものが必要になってこようかと思えます。例えば、8人以上とするならば、今合同チームを作っているチームは使えないというような現状にあるので、その辺も加味しながら検討していただきたいと思いますというように思えます。

最後の4番目のバス運転手の確保策に関しましてですが、まず当局として人員確保に関して課題、どのような形で捉えているか1点お伺いします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 運転手の確保についてはたびたび運転手の募集ということで町の広報にも掲載しております。ただ、なかなか応募がないという現状であります。これは町長答弁にありましてとおり、運転手不足というのは本町だけではないというところで認識しておりますけれども、その理由については様々あろうかと思えますが、特に本町での現在の運転手につきましては、やはり年齢というものがございます。新たな運転手が確保できていない中で、現在の運転手、何歳まで行っていただけるのか。当然ご本人の申告等もありますけれども、今の町の各種事業を展開する上では欠かせない人材ということで考えておりますので、確かに処遇等を改善すれば、多少振り向いてくれるかもしれませんけれども、現時点ではなかなか難しいのではないかと。ですので、人のいないところにバスを配置ということもできませんので、増台についても厳しいものがあるというように認識しているところであります。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私は人員確保の課題に関しては、やはり労働時間の短さだと思えます。この短時間しか働けないということで、仕事を定年になった方とお話してもなかなか実にならないということで魅力を感じられていないようでありました。町内を循環するバスを作るであつたり、増台をしつつ、そういった仕組みを、仕事を作っていくことも今後検討されるべきと思われますので、よろしく願いいたしまして質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

次に、3 番 小林茂吉議員、登壇願います。3 番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員）

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 防災行政について</p> | <p>1. 7月25日、26日の大雨は、赤川、大山川、青龍寺川、京田川、藤島川の堤防の決壊や越水は回避できたが、雨水を排水できない河川から離れた地区でも浸水被害が発生した。洪水と内水では浸水区域が大きく異なることから洪水ハザードマップのみならず、内水ハザードマップが必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>2. 令和3年10月に「命を守る避難行動計画（マイ・タイムライン）」を確認することなど、災害への備えや災害の発生前に取るべき行動などを紹介した「三川町防災ガイドブック」を町内全戸に配布されているが、全世代に広がる「命を守る避難行動計画（マイ・タイムライン）」の完成など、計画の活用について見解を伺う。また、自主防災会の機能を高めるための組織の再構築と、災害発生時の迅速な情報共有に向けた自主防災組織ネットワーク会議の設立を望むが見解を伺う。</p> <p>3. 町民の生命と財産を守るために必要な災害協定の締結内容と件数を伺う。</p> <p>4. 本町へ義援金が分配された場合の取扱いを伺う。</p> |
| <p>2. 教育行政について</p> | <p>1. 地域の開発や発展に関連する歴史的事実を記述した社会科副読本は次世代を担う子どもたちの教材と考える。生まれ育った「ふるさと三川」に関心を持ち、「なぜ」「どうして」という探求する気持ちを大切にして学ぶことは地域愛を育む。三川町中学校社会科副読本「わたしたちの三川町」を発行すべきと考えるが見解を伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

一般質問をいたします。

質問事項1、防災行政について。

7月25日、26日の大雨は、赤川、大山川、青龍寺川、京田川、藤島川の堤防の決壊や越水は回避できましたが、雨水を排水できない河川から離れた地区でも浸水被害が発生しま

した。洪水と内水では浸水区域が大きく異なることから洪水ハザードマップのみならず、内水ハザードマップが必要と考えますが見解を伺います。

令和3年10月に「命を守る避難行動計画（マイ・タイムライン）」を確認することなど、災害への備えや災害の発生前に取るべき行動などを紹介した「三川町防災ガイドブック」を町内全戸に配布されていますが、全世代に広がる「命を守る避難行動計画（マイ・タイムライン）」の完成など、計画の活用について見解を伺います。また、自主防災会の機能を高めるための組織の再構築と、災害発生時の迅速な情報共有に向けた自主防災組織ネットワーク会議の設立を望みますが見解を伺います。

町民の生命と財産を守るために必要な災害協定の締結内容と件数を伺います。

本町へ義援金が分配された場合の取り扱いを伺います。

質問事項2、教育行政について。

地域の開発や発展に関連する歴史的事実を記述した社会科副読本は次世代を担う子どもたちの教材と考えます。生まれ育った「ふるさと三川」に関心を持ち、「なぜ」「どうして」という探求する気持ちを大切に学ぶことは地域愛を育みます。三川町中学校社会科副読本「わたしたちの三川町」を発行すべきと考えますが見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小林茂吉議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の教育行政に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の防災行政について、1点目の内水ハザードマップに関するご質問であります。7月25日から大雨の際には、本町においても、内水氾濫が発生し、一部住宅地の他、農地等においては広く冠水したところであります。

本町の場合、平坦な地形に加え、土地利用がほぼ農地であることから、マンホールなどの下水道から水が溢れ出たりする都市部とは異なり、内水での浸水の程度は洪水時と大差がないものと捉えていることから、新たに内水ハザードマップを作成する必要性は低いものと考えております。

次に、2点目の避難行動計画等に関するご質問ですが、まずは、この度の7月の大雨災害を踏まえ、改めて、町民に対して「三川町防災ガイドブック」にある避難行動計画を、各家庭において、必要なことの書き足しや点検などを呼びかけてまいりたいと考えております。

また、自主防災組織の機能向上には、自主防災組織の重要性の再認識とともに、実際に活動することの実効性の確認、行動計画や体制の検証などが必要であると考えているところであります。

自主防災組織ネットワーク会議の設置につきましては、ただいま申し上げました自主防災組織の検証や町との役割分担と連携等の協議の中で、併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の災害協定に関するご質問ですが、山形県等との広域協定の他に、町



が単独で締結している協定の数は31件であり、協定内容としては、食料、日用品、燃料、更に、車両や機材等の提供、災害応急対策や災害復旧等に係る様々な内容で締結しているところであります。

次に、4点目の義援金の分配に関するご質問であります。本町では「三川町災害義援金取扱規程」を定めており、この規定に基づき、公平な配分を確保するための配分委員会において配分方法、金額等を決定し、被災者に交付することとしております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 小林茂吉議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の教育行政について、中学校における社会科副読本の発行に関するご質問であります。三川町で育った中学生が、ふるさとの良さを実感することはとても大切なことであり、豊かな人間性を育む教育活動を推進していく上で、地域の伝統文化や自然等に実際に触れながら、その特性や良さを感ずる学習の重要性は強く感じているところであります。しかしながら、国が定める中学校の学習指導要領において、地域に関わる社会科副読本を活用した単元は定められていないところであり、それを行うための授業時数の確保は難しいと判断されることから、中学校での社会科副読本の発行については、現時点では考えていないところであります。

このことを踏まえ、三川町教育委員会としては、町内各小中学校の総合的な学習時間の中で、「三川ふるさと学習」を行うことを推奨し、実践していただいております。今後も子どもたちが探求的な学習の中で、より主体的にふるさと三川の良さを学び、人々と関わり、三川愛を深めていけるよう学校とともに取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 7月25、26日の記録的な大雨では、災害対策本部長はじめ第3次配備の役場職員、そして消防団、また、地域住民の皆さまの迅速な対応、誠にありがとうございました。また、平常時から町民向けの防災意識の高揚を図るそうした広報活動、ここに広報みかわと防災ハザードマップをお持ちしましたが、これは災害などの有事に備えて被害を最小限に抑えるための事前対策、リスクマネジメントであり、担当職員の業務とはいえ、行き届いた啓発活動といえます。町から配布される広報紙を町民一人ひとりが熟読することが肝要かと改めて思います。

再質問に入ります。ハザードマップについて伺います。三川町洪水ハザードマップは、国土交通省や山形県の公表する知識、それから知見をベースに作成されています。町内ほとんどが水色に塗られており、浸水した場合に想定される水深が50cmから3mまでと非常に幅があります。これを見て災害予測をこれが最大だと想定する思い込みやこの程度だから避難するまでもないといった誤解での災害イメージの固定化は禁物であります。だからこそ、町では随時ハザードマップの見直しの施策を掲げております。近年、集中豪雨の頻発化に伴い、内水氾濫による被害が全国的にも増加し、浸水被害の半数以上を占めています。この度の本

町の浸水実績を記録だけにとどめるのではなく、内水氾濫の危険性を住民に周知する手立てを講ずるべきではないでしょうか。

7月25日午前9時45分から翌日の午前10時20分の間、山形県下水道課から庄内浄化センターの処理が追いつかない事態を想定した下水道使用制限の要請が本町にもありました。下水道の出水も考えた国の内水浸水リスクマネジメント推進事業の交付金を活用しながら、洪水ハザードマップと一体的に内水による浸水実績を並列表示した効果的なハザードマップの作成は検討に値すると思いますが、改めて見解を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ただいまご質問にありました下水道関係ということでありまして、今年度公共下水道の部分については、内水ハザードマップの作成に所管の方で取り組む、進めるということにしております。ただ、町全域ということになりますと、先程町長答弁にもありましたとおり、本町の場合、確かに浸水の程度が50 cmから3 mではあまりにも大きい差がありますので、そこについては今後然るべき機関からの意見等を参考にしながら、改めてその見直しについて必要ないかどうかについては検証する必要があるかと思いますが、現時点は全域的な内水ハザードマップを新たに早急に作成するという考えは持っていないところであります。

○議 長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） マイ・タイムラインと自主防災組織について伺います。町内会役員を対象にした誰一人取り残さないインクルーシブの共助目的と、それから地域住民を対象にした自助目的の避難行動計画、これを検討して両者をまとめた町内会全体のマイ・タイムラインの構築が必要と考えますが、所見を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） マイ・タイムラインについては、防災ガイドブックにもそれぞれご家庭で水害等災害に備えた時系列での準備から行動までをご自身に合った形で計画を作るという形になってございます。ただ、これが地域で避難をするといった場合、ご質問にありましたとおり、個人の行動それから自主防災会がとる行動というのはやはりそれぞれで持っているにより有効に避難も進むであろうというように私も思います。現在、それぞれ先程町長答弁にありましたとおり、個人それから自主防災組織、町での役割分担、そういったものを改めて整理する中で、自主防災組織が災害に直面した場合、またその準備段階でどのような準備を行い、行動をし、避難するのか。また避難所でどのような活動を行うのかというような形のタイムラインというのは、今後必要になってくるものというように私も認識しております。

○議 長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 小中学校に出向いてマイ・タイムラインの出前授業というものをぜひ実施していただきたいと。こうしたことから全世代へ広がりを持つべきではないでしょうか。

また、町ではヤフー株式会社と災害時の情報発信などに関する協定を締結しております。

こうした協力企業と酒田国道河川事務所を参加機関として、スマートフォンでのタイムラインの作成、避難のタイミングを自動で知らせるなど防災情報を確認できるデジタル・マイ・タイムラインの作成のワークショップの開催はできないかどうか伺います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 防災に関しては広くといいますか、汎用の防災アプリというものも出ております。その際は、個人でスマートフォンを持っているということが前提になるかと思います。避難情報等については、町で現在 J アラート等を発信でき、またその情報が NHK 等から文字情報として流れる、町では SNS として Facebook なり LINE 等でお知らせしているところであります。ただ、避難に関しては今回もそうでしたけれども、全町的なものだけではなくて、スポット的といいますか限定的なエリアでの避難ということもございしますので、その辺スマートフォンを持っている方が活用できる情報の収集といいますか取得等について、タイムラインもその中に入るのかもしれませんが、そういったものについてはこれからの検証というように考えるところであります。

○議長（志田徳久議員） 3 番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） こうしたいわゆる研修会、ワークショップの開催については触れていらっしゃらなかったようですが、改めて伺います。こうしたワークショップなどの研修会を平時と災害時の活動を効果的に実施する自主防災組織の維持と活性化に向けて組織間の意見交換そして情報共有というものを考えますと、やはり自主防災組織ネットワーク会議というのは意味をなすのではないのかということで提唱させていただきました。行政と一体となった総合防災体制の強化に繋がるものと信じておるところであります。改めてワークショップの開催について伺います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 例えば防災アプリの活用というのもワークショップの中には入るのかというように考えます。現在、町の D X ではありませんけれども、そういったデジタルを活用した情報収集、その中には防災情報も含まれようかと思います。所管の方で、今後のデジタル社会に対応した形でのスマートフォン等の活用という講座もありますので、そういった機会と並行する中で、その中に一つのメニューとしてそういう機能もあるということも周知していただきながら、有効な防災情報の取得、スマートフォン等の機器の活用等を推進していきたいというように考えるところであります。

それからもう 1 点、ネットワーク会議の設置というご質問でありますけれども、これは答弁の繰り返しになるかもしれませんが、今回の大雨の災害等を踏まえまして、改めて町それから防災組織、そして住民個々の役割分担というのは整理してそれを明確にし、そうした役割を認識していただくということが非常に重要であろうというように考えたところであります。それは町長答弁にもありました備蓄、食料品、飲料等の個々の備えということも含まれるものであります。そうした中で自主防災組織が例えば避難所までの避難、その後、避難所での運営等々で町との役割分担をするということになりますと、やはり複数の町内会等がそこに避難してくることが想定されます。そうしたときに、個々の自主防災組織ということでは、

なかなか対応というのはまちまちになるうかと思いますので、そういった役割分担を明確にする中で、例えば避難所運営のあり方について、それぞれの町内会がどのような役割をするのかというようなことも、今後、例えば東郷、押切、横山といった地域単位でのそういった情報共有とか、避難所の活動での役割分担というものを協議する場も必要になってくるのではないかということで考えられるところであります。

そういったところを十分踏まえまして、町内会自主防災組織等からもご意見をいただきながら、そういったネットワーク会議の重要性というものが意見として出された段階で、町として改めてその会議の設置等について検討してまいりたいというように考えます。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 次に災害協定と義援金について伺います。平常時、災害時問わず様々な応援は大変力になります。あらゆる災害を想定し、町民の生命と財産を守るための積極的な締結に取り組まれていることを高く評価させていただきます。そこで伺いますが、31件の件数ということでありました。1995年、平成7年10月22日、第2回みかわふれあいサミットが6町村一堂に会し本町で開催され、災害時における相互援助に関する協定締結がなされましたが、これは今実態どうなっているのか、またこのことも31件の中に入っているのか確認いたします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） みかわふれあいサミットでの締結のものについては、この31件には入ってございません。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 新潟県の三川村それから石川県の美川町、山口県の美川町それから愛媛県の美川村、熊本県の三加和町、それぞれが2005年を境に新設合併また対等合併なさっておりますので、自然とその契約の効力が解消されたのかどうか、締結解除の手続はなされたのかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 締結以降、本町以外の多くのみかわと冠する市町村については合併等を経まして、みかわというように称する市町村は本町といくつあるかという現状にございます。その際の締結の内容等については恐れ入りますが、資料等その協定内容については持ち合わせておりませんので、その協定を解除する際に改めて何かしらの手続がいるかどうかという点についても承知していないところであります。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 旧みかわ村また町、そうした町村と今後もそうした情報の発信、相互の関係を密にすることが大切だというように思っておりますので、今の課題を整理しながら少しまた交流を続けていただければというように願っております。

義援金について今年いっぱいこうした災害募金活動は続くというように予想しておりますが、募金を一括にまとめる県から分配された義援金は罹災証明書発行にこだわらず、先程も同僚議員が質問されましたが、農作物被害を被ったすべての生産者に寄り添いながら、平

等に公平に当事者の手に届く配慮をするべきだというように私は思います。この配分委員会の委員構成にはどのような姿勢で臨まれるのか伺いたいと思いますし、またできれば議会を代表した方を構成員として、その委員構成をしていくといった考えはどうかその辺をお聞きます。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 三川町の災害義援金取扱規程によりますと、まず配分委員会の委員構成といたしましては、副町長を委員長として、それから総務課長、会計管理者、企画調整課長、健康福祉課長がこの委員会構成となっており、また団体等からの代表者も指名することができるというようになっており、その該当団体等としては山形県それから日本赤十字社、山形県社会福祉協議会、三川町社会福祉協議会、被災者等代表というようになっているところであり、現在の規程では議員は構成員としての規程にはなっていないところがあります。

また、今回三川町で定めておりますこの義援金という部分につきましては、被災者の生活支援ということがまず大原則となっております。議員からご質問がありました農地被害等の部分につきましては、産業基盤というような位置付けになりますので、国・県等の別の支援が充てられるものというように区分されるものというように捉えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 最後の教育行政に移ります。地方を活性化する鍵は教育にあります。地域愛、郷土愛を育てる取り組みは郷土を愛し、夢と意欲を持ち、未来を切り開く人づくりの町といえます。中学校を卒業し、高校大学へと進学した若者が郷土に誇りを持ち、戻ってくる姿は未来への希望を抱きます。地域社会は愛着と愛情といったものがなければ、維持・発展させていこうという動機は薄れてしまいます。若者が三川町の過去を知り、今を考え、未来に希望を持ち、郷土の自然や歴史、伝統文化、産業などに触れてこそ、立派な社会の一員となります。先人先輩の様々な人々に尊敬の念を深め、進んで郷土の発展に努めようとする意識や態度を育む副読本はグローバル化社会に対応しながら活躍できる人材育成の教材となります。小学校社会科副読本の改訂に合わせ、アップデートした中学校社会科副読本の発行を望みますが、改めて教育長の見解を伺い、私の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 私の方からお答えさせていただきますが、小林議員のおっしゃるとおり、三川町で育った子どもたちに自分のふるさとの良さを感じさせることは大変重要なことと私も思っております。昨年6月の議会でもこんな三川町の子どもに育てたいという考えの中で、ふるさとに思いを寄せる子どもという発言をさせていただきました。

その具現化が今学校にお願いをしている三川ふるさと学習になります。どうしても教科の中では時間がとれないのですが、それを総合的な学習の中で三川町の人に直に聞いて活字から学ぶことも大事ですが、地域の方々から直にインタビューをしてその良さを感ずるということを、子どもたちが今一生懸命頑張っております。小学校ではグループで、そして中学校になると自分のテーマを持って一つの提言という形にまとめようとしております。その中で

三川町の良さを十分感じてくれるのではないかと考えております。小林議員のおっしゃる意図を十分感じながら子どもたちを導いていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 以上で3番 小林茂吉議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 7時01分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 7時10分)

次に、7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

- |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 自主防災組織の充実について | <p>1. 自然災害が頻発する昨今において、地域防災の要となる自主防災組織の育成が重要と考える。実際の災害を想定した指定避難所までの避難訓練や防災訓練の実践が効果的と思うが、訓練の実施状況と育成について所見を伺う。</p> <p>2. 障がい者や高齢者を含む、あらゆる人を取り残さないインクルーシブ防災への取り組みが広がっているが、自主防災組織における対応について所見を伺う。</p> <p>3. 町内全地域に自主防災組織が設置されているが、体制や活動内容に差が生じている。要因をどのように捉えているか、また、活動の差を解消するための啓発や研修、情報交換が必要と考えるが所見を伺う。</p> |
| 2. 側溝の整備計画について   | <p>1. 集落内の町道は道幅が狭く蓋のない側溝もあるため、児童・生徒や高齢者等の歩行者の安全が確保されていない状況だ。近年は宅配業者の貨物自動車の通行も多くなり、更に危険が増していることから蓋の設置を進めるべきと考えるが所見を伺う。</p> <p>2. 近年の豪雨で側溝の水があふれる状況を目にする機会が増えている。勾配や大きさ、土砂の堆積など再点検の必要性について所見を伺う。</p> <p>3. 蓋のない側溝では積雪時に自動車の脱輪や、車とすれ違う際に歩行者が足を踏み外すといった事故が発生している。注意喚起や危険防止対策について所見を伺う。</p>                  |

令和6年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

質問事項1、自主防災組織の充実について。

1、自然災害が頻発する昨今において、地域防災の要となる自主防災組織の育成が重要と考えます。実際の災害を想定した指定避難所までの避難訓練や防災訓練の実践が効果的と思いますが、訓練の実施状況と育成について所見を伺います。

2、障害者や高齢者を含む、あらゆる人を取り残さないインクルーシブ防災への取り組みが広がっていますが、自主防災組織における対応について所見を伺います。

3、町内全地域に自主防災組織が設置されていますが、体制や活動内容に差が生じています。要因をどのように捉えているか、また、活動の差を解消するための啓発や研修、情報交換が必要と考えますが所見を伺います。

質問事項2、側溝の整備計画について。

1、集落内の町道は道幅が狭く蓋のない側溝もあるため、児童・生徒や高齢者等の歩行者の安全が確保されていない状況です。近年は宅配業者の貨物自動車の通行も多くなり、更に危険が増していることから蓋の設置を進めるべきと考えますが所見を伺います。

2、近年の豪雨で側溝の水が溢れる状況を目にする機会が増えています。勾配や大きさ、土砂の堆積など再点検の必要性について所見を伺います。

3、蓋のない側溝では積雪時に自動車の脱輪や車とすれ違う際に歩行者が足を踏み外すといった事故が発生しています。注意喚起や危険防止対策について所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の自主防災組織について、1点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

現在、町では町内会に組織された自主防災会の訓練に対して、災害訓練実践町内会助成事業により支援しておりますが、この助成事業に取り組んでいる自主防災組織は、例年、6から8と少ない状況にあり、課題であると認識しているところであります。

また、その要因といたしましては、本町における災害の少なさとともに、地域の防災に対する意識の差などであると捉えております。

このことから、ご質問にありましたように、この度の7月の大雨をはじめ、自然災害が多発し、本町においても避難指示の発令が稀なことではなくなっていることを踏まえ、今後は、災害に対する備えや避難者となることを想定した町民の取り組みを一層促進するとともに、自主防災組織と町との役割分担を明確にしながら、それらの共通認識のもとに防災の取り組みを強化してまいります。

次に、2点目のインクルーシブ防災に関するご質問であります。いわゆる災害時の「誰も取り残さない防災」につきまして、町では避難に際して支援が必要な方をリスト化し、これを基に自主防災組織と協力して、避難行動要支援者別に個別避難計画の作成にも取り組んでいるところであり、今後とも、自主防災組織と連携しながら、誰も取り残されない防災に努めてまいりたいと考えております。

質問事項２の側溝の整備計画に関しまして、１点目と３点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

側溝の蓋の設置について本町においては、町内会やPTA などから要望をいただいた段階で、関係機関と連携しその必要性、緊急性、技術的な可否などを検討し、対応しているところがあります。

この検討にあたりましては、蓋がけによる排水能力の低下の有無や除雪作業、農作業などの安全性や作業性、土砂上げなどの維持管理への影響なども考慮しております。

一方、蓋のない側溝の危険防止対策については、交通量、道路形状や除雪の作業性などを鑑み、個別に判断しているところであります。また、注意喚起につきましては、各町内会において危険となり得る箇所について共有していただくとともに、通学路については、学校の登下校指導等を通じて児童生徒の安全確保に努めているところであります。

次に、２点目の側溝の再点検に関するご質問であります。道路側溝については、日常的に職員が実施している道路パトロールの中で目視による点検を行っておりますが、相当の延長があることや土地改良区管理の農業水路などもあることから、これらを一律に再点検することは困難なことと考えております。

このようなことから、これまでと同様に職員による日常の点検と、町内会や町民の方々などからいただく情報に基づいた点検を中心に、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（志田徳久議員） ７番 鈴木重行議員。

○７ 番（鈴木重行議員） ７月の豪雨によりまして本町をはじめ、県内でも多くの被害が発生いたしました。被災された方々、今なお避難生活を強いられている皆さんに対し、心からお見舞いを申し上げます。また、１日も早い復旧を願っております。

それでは再質問させていただきます。近年、我が国では自然災害が多発しており、尊い命や大切な財産が失われています。大規模災害の発生時には、行政機関の取り組みだけでなく、住民自らによる災害への備えや地域の協力による防災への取り組みが必要とされています。東日本大震災において自助、共助及び公助が連携することによって、大規模災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。本町の地域防災計画では、地域住民及び企業等による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、地域、企業における自主的な防災組織の整備、育成など地域防災力の強化に取り組むとしています。また、多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平素から地域の防災意識や連帯意識を図り、災害発生時に町民の役割が明確になるよう努めるとされていることから、本町においても自主防災組織が重要な位置付けとなっているようであります。

初めにお伺いしますが、三川町地域防災計画では町は自主防災組織の育成主体に位置付けられています。育成強化対策として育成計画を作成し、自主防災組織に対する町民の意識の高揚を図るとともに、育成、指導を行うとされていますが、計画の進捗状況と課題について伺います。



○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありましたとおり、町の地域防災計画では自主防災組織の育成主体となるというように位置付けられております。これは法律に基づいて法といいますのは災害対策基本法になりますが、町は自主防災組織を育成する義務があるというようになっています。ただ、ここで言う育成とはすでに組織化された自主防災組織を育成ということではなくて、いわゆるそういった組織がないところに組織を育成するという規定であるというように捉えております。でありますので、町で育成計画というようになりますと、例えばその進捗にあっても、各町内会単位にすでに自主防災組織を設置していただいておりますので、かつて町で主導した中で全町内会にそういった組織が組織されたということでもありますので、育成ということで法の規定上では 100%育成といいますか設置されたというように捉えているところであります。

ただ、その活動についてもご質問にありましたとおり、より実践的な防災訓練なり、避難訓練等がなされて充実をさせるという必要はあろうかと思えます。町長答弁にありましたとおり、この度の大雨の災害等を受けて、改めてご質問にありました自助、共助、公助、いわゆる役割分担それぞれの備え、それから連携協力、これについて整理をし、そうした中でこれまでは町の支援事業もございますけれども、それぞれの町内会において実情に応じて防災訓練なり、火災といいますか火災時の対応、消火器訓練とかそういうものを行っていただいておりますが、これからは役割分担を明確にする中で、より実践的な訓練の例というものも町が示しながら、それに則った形で訓練を行っていただくということも必要になってくるのではないかとこのように考えるところであります。

備え等につきましても、実際、そういった訓練をしていただく中で、これまでは地震ということではひょっとすると手ぶらで各町内会の公民館等に集合して何らかの避難行動なり、消火訓練等を行っていたものに、実際に非常持ち出し袋、中身を入れた形で持ってきてくださいというような形での訓練というのも想定されるのではないかとこのように考えるところであります。そうした訓練を重ねることによって、備えが日常的に各ご家庭の中で取られることで、自助ということでの災害に対する備えというのは促進されるものではないかというように考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 育成という言葉の意味、様々とり方があるようでございました。その自主防災組織の育成、充実にはやはり町の指導といったものが欠かせないものかと思えます。やはり町と組織との意思疎通を図るためにも、同じような指導を受けながら、指導を受けることが組織の自立にそのまま直結するものと考えますので、積極的な指導、育成をとっていただければと思うところであります。以前は継続して避難訓練を行った町内会でも新型コロナウイルスの影響により中止されたまま再開できなくなったり、また規模を縮小して避難訓練を行うといった町内会も多くあるようでございました。地域での避難訓練の実施といったものは、町内会の活性化や希薄化された地域コミュニティの再建、地域力の充実といったものに繋がると考えますので、町からの避難訓練への指導、研修を更に積極的にお願いし

たいと思います。

次にですね、その避難訓練、また、自主防災組織の重要なポストとなりますリーダーの育成についてお伺いしたいと思います。自主防災会、自主防災組織のリーダーとなる会長と申しますかトップになる方は、町内会長である場合が非常に多くあるかと思いますが、任期で交代するということで、短い時間でトップが変わってしまうということで、また振り出しに戻るといったこともあり得るかと思います。リーダー研修、町でも行っているようでもありますけれども、リーダーにとどまらず、多くの役員を含めた自主防災会の役員すべてを一堂に会した研修を行って、その任期で交代する役員の交代もスムーズに行くような研修を行ってはいかがかと思いますが、リーダー研修の現在のあり方、また今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 自主防災におけますリーダーの育成については、町の方でも県が主催します研修会等、これは県主催ですと年2回ございますけれども、その研修へのご案内については、その都度町内会長を通して各町内会、自主防災会からの参加を呼びかけているところであります。ただ、残念ながら年度によりましては1町内会で複数の方が受講されるということもありますが、近年ですと実績が0というような年度もございます。まだ自主防災といえますか、いざ災害となったときの慌てない対応、適切な行動という面では、ぜひ多くの方から受講していただき、それぞれの自主防災会組織の活動に生かしていただきたいと思うところではありますが、なかなか参加が多くならないという状況が続いております。

ただ、やはり頻発する自然災害への対応ということでは、いざというときにやはり行動をしていただかなければならない組織、その核となる方々の育成でありますので、例えば現在の県主催の講習等をそのまま例えば本町での多くの自主防災会組織のリーダーが集まるときに、その会合等に出前講座的なものでも、ただ講習と言いますとどうしても研修会は1日ばかりになるスケジュールになっております。そういった時間的な都合も多忙な町内会長ですとあるかと思いますが、その辺、受講の形態を出向くのではなくて来ていただくというような形でも検討といえますか、関係機関に相談しながら実現可能かどうかというのを打診してみるというのもこれから受講していただく、そういったリーダーを育てるということでは選択といえますか方向もあるのかということでは考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） リーダー研修、なかなか参加者が少ないというようなお話であります。やはり県の研修となりますと、少しハードルが高くなって参加しづらい部分もあるのかと思っておりますし、地域によって様々環境が違っていると申しますか、受ける災害の種類も変わってくるのかと思うところであります。やはり、本町に根差した研修というものをできないのか、本町に合った研修というものが可能ではないかと思いますが、以前の危機管理専門員という方もおったときがあるわけでもありますけれども、あのような積極的な方等の研修を受けられればいいのかと思ったところであります。

次に、インクルーシブ防災への取り組みについてお伺いします。障害者や高齢者または幼

児などの災害弱者、あらゆる人を取り残さないインクルーシブ防災への取り組みが広がっております。高齢化の進展より災害が発生した場合、自分自身や家族の力だけでは避難できない高齢者や障害者の方々が確実に避難所まで安全に避難できる仕組みづくりが大切になると思います。要配慮者への支援は民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と連携して取り組むといった計画になっておるようではありますが、相互理解しているのかどうか。また、大規模災害発生時には機能するかどうか、現在の計画について現状をお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 何点かご質問がありました。現在の計画状況、それから関係所との相互理解、それから最後に機能しているのかどうかというところをご質問かと思います。まず最初に現在の計画状況、それから相互理解についてになりますけれども、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本町では毎年避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織に配付し、災害に備えているところであります。一方で、より具体的な避難行動計画である個別避難計画は、作成するためには直接の聞き取り等が必要であり、ここ数年のコロナ禍の中で、それがうまく機能できない状況が続いているところでありました。そこで今年度は新型コロナウイルスへの配慮が必要なくなったこと、近年、多くの災害が発生していることもあり、この二つの計画の見直しに取り組んでいるところであります。

避難行動要支援者名簿については、その重要性を理解してもらうため、5月に改めて名簿登載者全員に通知を出して、名簿に掲載するかどうかの意思確認を行いました。また、住基、福祉介護支援係、包括支援センター、民生・児童委員、町内会長の情報をまとめ、7月に町内会、民生・児童委員、社会福祉協議会、鶴岡市消防三川分署、鶴岡警察署三川駐在所へ配布をしているところでございます。

個別避難計画につきましては、この避難行動要支援者名簿の完成を受けまして、8月の自治振興会議終了後に町内会長の皆さんに説明会を行いまして、12月の完成を目途に今現在取り組みを進めているところでございます。実際にこの計画が機能するのかというところでございますけれども、今回の7月25日の豪雨で高齢者等避難指示が出たところでございます。その際、避難行動要支援者名簿掲載者への配慮が当然必要になるということで、私の方から該当する町内会長の方に連絡をさせていただきました。その三つの町内会の対応に関しましては、連絡した際にはすでに対応しているという町内会長の答えや、これから対応するというお答えもあり、たまたま7月に配布したということもあるのかもしれませんが、迅速に対応をしてくださっているというように確認をとれたところでございます。

今回は大雨であり、ある程度準備ができているというところもありますが、やはり災害はいつ来るか分からないということもありますので、先程来からの答弁、様々な答弁がありましたけれども、やはり実践的な訓練ということで、その訓練時に避難行動要支援者名簿掲載者の方もそういう一緒に避難するような取り組みをするなど、そういったことも併せた実践的な取り組みをすることが必要なかと思っております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 高齢化の進展等によりまして要支援者という方も増えていると伺っております。その方も自主防災会に対応するといったものもなかなか難しくなっている。要支援者が増えていることによって、1人に対して1人で対応できるかといったところが課題になってくるのかと。増えれば増えるほど1人に対して複数の対応が必要になってくると、通常の避難への準備が手薄になってくるといった部分もあろうかと思えます。ぜひ実践を重ねてですね、どういったことになるのかといった部分、課題捻出していただいて、課題解決に取り組んでいただければと思います。

もう1点、先程同僚議員の質問にもネットワーク会議の設立といったものがありました。私も連絡協議会等の設立を望んでおります。やはり一つの地域で一つの町内会で防災訓練を行っても、1年に一度程度の経験にしかならないわけでありますけれども、他の地域でどういった避難訓練をしているとか、どういった課題があるといったものを情報共有することによって、それぞれの自主防災会での避難訓練が有効に活動できるものかと思っております。ぜひ各町内会の代表者等集まって情報共有等していただければと思っております。自主防災活動の実態をしっかり把握していただきまして、組織がしっかり機能するために必要な助言、提案、研修を積極的に行っていただきたいと思えます。

最後に時間が少なくなって申し訳ありませんが、側溝の整備計画について伺いたします。近年、非常に雨の降り方が変わってきているということで、短時間で大雨が降るということで、側溝が溢れている状況を目にする機会がありました。こういった状況について把握しておられるかどうか、冠水箇所など実態を把握しているか。また、現況調査、測量を行うことで、冠水の原因を究明して対策を検討するべきと思いますが、その辺について考えをお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） ご質問にございました水路が冠水あるいは溢れるといった原因でございますけれども、そちらについてはこれまでの冠水被害の実態等も踏まえまして、こちらの方でも当然把握はさせていただいております。また、その原因につきましても地形的なものであったりだとか、あとはその水路の形状、そういったものに原因があるものということで認識はしております。

ただ、これらの解消に向けた考え方でありまして、基本的に三川町はやはり農村地域ということで、集落内に降った雨が基本的には農業用の農地を通して農業用の排水路を通して最終的に河川、直轄河川だったり県管理河川であったりそういったところに放流されるわけですが、集落内の流下能力そのものは集落内の側溝によるわけですが、更にその先、農地側の方のその流下能力、それはやはりその農地の土地改良施設の能力、それによるわけでありまして、したがって、雨水排水の全体的な計画の中で町場としてある程度円滑に排水できたとしても、農地側の方での飲みが悪いとか、そういったやはり背景がございますもので、なかなか一両日にすぐに改善できるというような性質の問題ではないということで整理はさせていただいております。

○議 長（志田徳久議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 集落からの下流側の農業施設の排水路等の機能にもよるといいうようなお話ではありました。この度の豪雨の災害にもよりますけれども、住宅への浸水といったものは非常に被害が大きく、復旧も容易ではないものとなっております。冠水しやすい箇所だけでも調査整備するべきと考えるところであります。また、劣化についての捉え方、どのように考えているかお伺いしたいと思います。既存の側溝を拝見しますと目地のセメントが劣化してすき間から砂が流れ込んでいたり、また草が生えていたり、土砂がたまって流れを妨げるといった状況も見受けられました。このような目地や躯体の劣化といったものは把握しておられるか。また、その対応として側溝の整備計画を策定し、年次的に入れ替えや修理に取りかかる時期ではないかと思っておりますけれども、そういった点について考えをお伺いします。

○議 長（志田徳久議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 水路の劣化についてのお話でございますけれども、こちらにつきましては、先程町長がご答弁申し上げましたとおり、基本的には道路パトロール、あるいは地元町内会、住民の方々からの情報に基づきまして、都度対応しておるところでございます。計画的な改修というお話でございましたけれども、町内に水路そのものが非常に膨大な量ございまして、しかもこれが町管理のものだけではなくて、土地改良区あるいは今は用をなしていないものもあるんですけれども、昔、下水道が整備される以前、その時代に町内会の方で設置した排水路等もございます。そういったものをすべて点検というのはなかなか難しいのが現状ですので、それにつきましては繰り返しになりますけれども、都度必要に応じて対応させていただくという方向で実施させていただいているところであります。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 少子高齢化の進展や人口減少、また、農業従事者の減少によりまして、これまで当たり前だったことが課題になるようになってきております。加えて、温暖化等による豪雨災害の多発、大規模地震の発生予測など、町民が不安を感じる機会が増えていきます。インフラとされる道路や側溝の整備は予算がかかるものであることから、限られた予算の中でも整備も理解するところではあります。全町にわたる町民ニーズにバランスよく答えていただき、安全で安心を感じられるまちづくりの推進を期待して質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で7 番 鈴木重行議員の質問を終わります。

次に、6 番 鈴木淳士議員、登壇願います。6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員）

- |                               |                                                                                                                   |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 「保健事業と介護予防の一体的な実施」の推進策について | 1. 介護保険料の「負担増」と「給付減」が課題となり、「サービスの量」よりも「重度化防止の成果」を図るために、令和2年度から「保健事業と介護予防の一体的な実施」として「通いの場」を活用した「個別的支援」の展開が求められている。 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

この「一体的実施」を展開することは、住民同士の連携にも効果が期待できることから全町内会で実施すべきであり、「負担増・給付減・量よりも成果」を図るための方策として、介護保険料の負担増につながる委託事業「よれちゃ家」を「三川町地域福祉計画」の高齢者等社会参加促進事業に切り替え、当該ボランティアの協力を得ながら「一体的実施」を推進すべきと考えるので、この提案に対する所見を伺う。

本議会において、通告に従い、一般質問を行います。

私からは保健事業と介護予防の一体的な実施推進策についてであります。介護保険料の負担増と給付減が課題となり、サービスの量よりも重度化防止の成果を図るために、令和2年度から保健事業と介護予防の一体的な実施として通いの場を活用した個別的支援の展開が求められています。この一体的実施を展開することは、住民同士の連携にも効果が期待できることから全町内会で実施すべきであり、負担増・給付減・量よりも成果を図るための方策として、介護保険料の負担増に繋がる委託事業よれちゃ家を三川町地域福祉計画の高齢者等社会参加促進事業に切り替え、当該ボランティア組織にこにこメイトの協力を得ながら一体的実施を推進すべきと考えますので、この提案に対する所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

保健事業と介護予防の一体的な実施について、よれちゃ家の実施方法に関するご質問であります。全国的にも、人口が減少する中で高齢化率は増加し、介護保険料の上昇が懸念されております。一方、団塊の世代が後期高齢者になることから、介護保険料を抑制するためにも、70歳前後を対象としたフレイル予防事業が重要であると認識しており、本町における通所型サービスBよれちゃ家もその事業の一つであります。このよれちゃ家は、こにこメイトによる住民主体型で実施し、更に、ボランティアサポーターからも協力をいただいて運営しており、多くの協力者の力を結集して実施されているものであります。また、令和6年度からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業として健康教育と重症化予防の取り組みを始めたところであります。そのようなことから、事業の確実性、有効性等、総合的に判断し通所型サービスBよれちゃ家は、引き続き介護保険事業の一環として取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） それでは2回目以降の質問をさせていただきますが、まず最初に通所型Bを今回問題提起させていただいております。これが前回の議会でも少し確認させていただきましたけれども、改めて調べますと通所型AとCの業務委託はすぐ検索できるのであ

りますけれども、通所型Bについては全国的にも補助金の事例しか調査することができませんでした。そういうことで一応確認したいのですが、通所型Aということであれば、NPO 法人であっても委託が可能であろうというように考えられますが、事務局の確認ではいかがだったでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 通所型Aというお話でございました。通所型Aというこのサービスですが、介護保険事業所内で施設に雇用された職員やボランティアによる運動、レクリエーションの提供を受けられる介護サービスということでありました。身体機能の衰えや閉じこもり予防を目的に基準緩和から開始された事業ということでもございました。ご質問の業務委託で実施が可能かというところでございましたが、これは指定を受けて実施するというところが重要であり、指定を受けてから業務委託という流れもあれば、その指定の中で行うという流れもあるというように認識しているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。今説明いただいたとおり、そもそもは通所型Aから通いの場というものが事業展開されてきて、そこから地元町内会公民館等を通える場所を作るというのがB型に発展したという経過があるんです。ですから、当然通所型Aの今説明がありましたとおり事業内容というのはほぼB型と同じ内容になるということであります。NPO 法人ということを確認させていただきましたのは、以前ににこにこメイトというグループで様々なことができるグループということで、NPO 法人化を私が相談を受けた経過がございます。職務上という今の業務上の関係性でもありましたのですが、結果的には一部の反対によってNPO 法人化がなされなかった。ですから、あのときににこにこメイトがNPO 法人になっていれば、もう忌憚なく通所型Aに切り替えて委託することができたと。今以上に充実した活動ができたのではなかろうかというように推測されるころはありますので、ぜひこの際、にこにこメイトのNPO 法人化の働きかけを当局にお願いしたいと思います。答弁はいりませんので、ぜひ善処をお願いしたいと思います。

時間の関係もありますので、本題に入りたいと思いますが、改めて今回の質問の趣旨を説明させていただきます。先程町長の答弁からは、確実性それから有効性というようなことを考えると、今の体制で続けていきたいということでありましたのですが、なぜ今回、この質問を出させていただいたかといいますと、改めて確認させていただきますと、4月の議会広報にも資料を掲載いたしました。通所型Bと区分されている通いの場というのは、身近なところに開設して、行きたいときに行く、帰りたいときに帰れるという非常に自由な場という通いの場であって、男性も気軽に通える場ということでの地域の繋がり効果が期待できる制度ということから、国でも補助金制度で実施すべきということで支援してくださっているわけですが、今回はこの通いの場を健康増進と予防対策という取り組みに変えるということで、先程質問通告書の中にもありますとおり、保健事業と介護予防の一体的な実施という取り組み方に国の方では方向転換をしたわけです。これを今現在も百歳体操ということで、いくらかの町内会で実施されているというように聞いておりますけれども、ぜひこの有効な

組織を全町内会に設置すべきではないかと。

そのためには、ノウハウを持っているにこにこメイトの皆さんからの協力を得ながら、なおかつ今現在役場職員は町外出身者が5割を超える、ちょうど5割くらいというような職員体制でありましたので、町民の皆さんと職員の協力体制を構築して、町内会への通いの場の設置に関しての働きかけを一緒になって行う。そういったことで行政運営上必須要件となる町内会との関係性、住民との関係性というものが高まるのではなかろうかということで、今回提案させていただいたということです。行政と住民との良好関係構築のためには、この通いの場を全町内会に設置するというテーマは絶好の機会というように捉えての提案であります。改めて今詳しく趣旨説明をさせていただきましたけれども、町長、今の趣旨説明をお聞きになられて考え方は変わりませんか。再度所見をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程答弁したことに尽きるわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 非常に残念な答弁だったわけですが、今回のテーマに出させていただいている通所型B、より身近な場所に作って閉じこもり予防と身体機能の維持を目的として地域活性化を目指す活動ということでは、ぜひとも今年度から始める保健事業と介護予防事業の一体的な実施に併せて展開をお願いしたいというように考えるんですが、これがそもそも先程來說明している通いの場に関する国の示している基本的なルールということから見ますと、福祉センターに先程同僚議員の質問にありましたが、福祉センターまで福祉バスで送迎して行うということは、国で謳っている通いの場、通所型Bとは大きく性質を異なるものというように考えられるわけです。また、今回も国の基本的なルールを逸脱した事業展開、にこにこメイトの皆さん一生懸命頑張っておりますけれども、このにこにこメイトへの委託事業にすり替えて、町が本来取り組むべき事業の制度をないがしろにしたのではないかというように感じるわけです。

実は、これと同じような問題を過去にも指摘したことがありまして、それは学童保育に対する三川町の姿勢です。厚生労働省からの通知によれば、町が実施主体となり委託することができ、なお書きで、事業者は市町村に届け出る必要があるということで、当時のみかわ学童保育運営協議会からは責任の明確化を要望する申し入れ書が出されていたにも関わらず、町当局の主導による保護者会が開かれて民間事業者をその際に招き入れて、そのまま民間事業者に学童保育を切り替えた。町当局はテオトルを貸すだけの立場にとどまったという、今、現実的にそれがずっと継続しているということです。そういうようなことを考えると、今回の通所型B、通いの場についても、両方とも客観的に分析すると、事業実施主体のすり替えであって三川町としての責任回避になるのではないかというように考えられるわけですが。一方で見方を変えますと、三川町は職員負担を軽減したスマートな行政運営を展開しているという見方にもなるわけですが、町長としては今の説明を聞いて何ら問題ないというようにお考えになれるのか答弁をお願いいたします。



○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今の高齢化の進展に伴って、これから人口減少、あるいは高齢者の医療、福祉、介護ということが社会保障の大きな課題としてあるわけでありまして、こうした経過の中において国も地方創生というような形で地方の創意とその地方でしっかりとした行政運営ができるような手法については、もっと独自性を発揮していただきたいというような方針が示されました。

こういうことからいたしましても、それぞれの自治体の規模、あるいは今回の通所型のよれちゃ家の活動という部分にもあるわけですが、ある面においては町の面積が小さいというようなことからすると、町民の方々が非常に参加しやすいというような、そういった地理的なある面においては、この恵まれた条件というものがあるというようなことからしても、今の1ヵ所でのこのような活動というものは十分にこにこメイト、あるいはボランティアの方々からの協力により事業が実施されているというようなことからすれば、やはり今回のこのような鈴木議員の提案というものも含めて、現状、それから将来的な部分においても、現在の百歳体操においては、やはり当初、その百歳体操に取り組むという町内会においても、自ら住民の方々が送迎というような手段で、参加者を公民館の方に送り迎えをしているというような経過もございました。

そういうことからいたしましても、やはり現状の中において、福祉センターでのこの活動によっては、ニコニコメイトの皆さんとボランティアの組織の連携ということも可能というようなことにもなるわけありますので、やはりより実態に即したこれからの事業も当然行っていかなければならないというように思っております。特に、今の行政における働き方改革、これについてもかつてのような職員の町内会担当制度等においても、各町内会のニーズに合わせた形での行政サービス、行政の事業執行というものが求められている中において、ある意味においては効率という部分も当然目指していかなければならないことであるというように思っております。

このようなことから今回の介護保険に関する事業実施においては、本当にこにこメイトの協力を得ながら進めてきているというようなことからすると、各町内会にこの拠点を移した場合に、果たして協力が得られるのかというようなこともやはり考えていかないと、非常にその部分についての住民に対するそれぞれの各町内会で行った場合の様々な課題もそれにはあるだろうというようなことから、更に今後の運営に関しても、よれちゃ家の運営に関してのこにこメイトの皆さんとか、そういった方々の声を聞きながら、今後の三川町での事業のあり方というものも検討は必要ではなかろうかというように思っているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） そのとおりというような横からの声も出ましたけれども、まさに本当に町長の答弁のとおり、様々な課題があって、それにどう行政が対応していくかということをつくり考えていかなければならない状況になってきたというのは誰しも認めていることであり、私も提案させていただいたのはその一つということでありまして、先程答弁にも

ありましたとおり、各町内会の中でしたと送り迎えをしながら一緒に活動しているという好ましい関係性が構築できるわけですね。これが町内会公民館であるからこそできるという話もあるわけで、先程言いましたとおり、女性は積極的に参加できるけれども、男性となるとなかなか引っ込み思案というようなところもあって、その男性に対してもこのにこにこメイトの皆さんの活動で展開されている通いの場がいかに楽しいかというようなこともぜひ広めていただければというように感じるところであります。

いずれにしても、基本的には町内会での活動ということが自治体での基本というように考えておりますので、まずはそういった基本的な行政の基本というものを十分考えていただきながら、三川町のコンパクトシティというようなレベルでの利便性というものもある中で、決して私、今回の質問の中で、今現在のよれちゃ家をやめなさいとは一言も言っていないんですよ。介護保険制度の介護保険料の負担軽減のために、今のよれちゃ家を町の事業に切り替えて継続して、なおかつ介護保険に類似した形での各町内会における通いの場を設定するというのが一番の三川町として目指す形ではないかという提案でございますので、ぜひ今後十分な検討をお願いしまして、本当は10分残したかったですけれども、以上で質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 8時01分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 8時15分)

次に、9番 町野昌弘議員、登壇願います。9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員）

- |                     |                                                                    |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1. 行政サービスのICT活用について | 1. 災害時の避難所において、避難者の把握にICTの活用は有効だと考えるが、見解を伺う。                       |
|                     | 2. 本町でも防災アプリを活用しているが、その登録者数を含めた利用状況と問題点、今後の活用計画について伺う。             |
|                     | 3. プレミアム付商品券の電子決済化への見解を伺う。                                         |
|                     | 4. 町民が町への情報提供にモバイル通信を利用した方法を考えていないのか、見解を伺う。                        |
|                     | 5. 町民がデジタル利用に取り残されないためにも、個人別スキルに合わせた支援ができるデジタル支援員を設けることについて、見解を伺う。 |

令和6年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

質問内容は行政サービスのICT活用について伺います。

まず1点目、災害時の避難所において、避難者の把握にICTの活用は有効だと考えますが、見解を伺います。

2点目、本町でも防災アプリを活用していますが、その登録者数を含めた利用状況と問題点、また今後の活用計画について伺います。

3点目、プレミアム付商品券の電子決済化への見解について伺います。

4点目、町民が町への情報提供にモバイル通信を利用した方法を考えていないのか、見解を伺います。

最後に、町民がデジタル利用に取り残されないためにも、個人別スキルに合わせた支援ができるデジタル支援員を設けることについて、見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

行政サービスのICT活用について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

避難者の把握に関しましては、ICTの活用は有効であると考えており、避難所の受付手続については、マイナンバーカードを利用した場合、デジタルが不得意な方もスムーズに短時間で完了し、受付の混雑緩和や速やかな避難者情報の把握、避難者数の確認などのメリットがあるものと認識しているところであります。

また、防災アプリにつきましては、独自に導入している自治体はまだ少なく、町では現在、行政防災無線の他、ホームページやLINE等のSNSにより防災情報を発信しているところであり、現時点では導入していないところであります。

防災に関する情報は、迅速かつ正確に町民に伝達することが求められるところであり、今後、その導入の効果や容易に情報を受け取ることができるシステムであるかなどについて十分に検証した上で、その活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目のプレミアム付商品券の電子決済化に関するご質問であります。この電子決済に係る設備については、大規模商業施設においては、その整備も進んでいるようですが、町内の多くの小売店舗等では、その設備が整った事業者は少ない状況にあります。

その理由としては、事業者においては初期設備投資や決済手数料がかかること、また、消費者においては年代による差異はあるものの、現金への信頼度が高く、現金払いに不便を感じない方も多くおられることなどが考えられるところであります。

このような中、国では電子決済を含むキャッシュレス決済を2025年までに4割程度にするという政府目標を立て、その普及に取り組んでいるところであり、その結果、2023年のキャッシュレス決済の比率は39.3%となっているところであります。

しかしながら、都市部と地方での普及の速度の差は大きいことから、今後とも、国等による支援事業等の情報収集に努めるとともに、商工会と連携し、その普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のモバイル通信を利用した情報提供に関するご質問ですが、情報・通信技術が進展している現在の社会環境におきましては、モバイル通信を利用した情報の発信や収集は大変有効であると考えております。本町といたしましては、現時点において町ホームページやLINE等での情報発信の他、収集についても対応を一部開始しているところであり、今後も、町のLINEアカウントへの登録者数の増加を図りながら、利便性の高いデジタル環境への推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、5点目のデジタル支援員の設置に関するご質問ですが、今後の地域社会におきましてはデジタル格差を縮小することが重要になってくると捉えております。特に高齢者への対応が課題となっていることから、本町では小グループを対象として、コミュニティ活動支援員派遣事業によるデジタル出張講座を実施しているところであり、今年度から始めた事業ということもあり、講座の開催要望はまだ少ない状況ではありますが、事業周知を図りながら継続的に実施していくこととしております。

その上で、開催要望が多くなった場合においては、国の制度によるデジタル活用支援員の配置等を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは災害時の避難者の把握について伺いたいと思います。ただいまの町長の答弁では、マイナンバーカードを活用したというようなところではありましたが、このマイナンバーカード以外にもスマホを活用したり、そういうことでの活用が、マイナンバーカードは赤ちゃんから全員持っているわけですが、いざ避難というときには果たしてどうなのかと。携帯、スマホであれば、避難するときにやはり欠かせない、連絡をとるには必須のものでありますので、むしろマイナンバーカードより、マイナンバーカードもいいんですけども、スマホなりそういうアプリを使った避難者の把握というのがいいのではないかとこのように思いますけれども、見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 避難者の把握については、マイナンバーカードというのは一つの例ということで、ご質問にありましたスマートフォン、いわゆるQRコード等を提示したりとか、それを受ける、当然システムは必要でありますけれども、そういったデジタルを活用することによってご質問の趣旨にありますとおり、容易に手続もそうでありますけれども、避難者がどこにいるかというのも、やはり簡便に把握できるようになるのかということで、その効果は非常に高いものということでは認識しております。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 効果を確認しているということでありましたが、この効果は本当に様々なところでいいのかなと。というのは今回7月の災害においても避難者の確認というのを紙ベースで行ったというようなことを聞いております。これがデジタル化、ICTを使うことによりまして、氏名や年齢だけでなく、その情報にもよりますけれども、事前に町内であればこういう人は支援が必要だとか、例えば車イスが必要だとか、そういうようなと

ころも把握されるのかというように思うので、即座に紙では氏名くらいしか伝わらないのですけれども、なかなかそういう情報も細かく本部に伝わるのかなというように思っています。

ところで、今回の災害においては使っていなかったということでもありますけれども、避難所と避難者が紙ベースで行っていましたが、災害対策本部との連絡はこの紙ベースのものをどのような形で、今回は行き来、やりとりされたのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 対策本部につきましては役場に設置いたしました。避難所、今回については一つは押切小学校体育館、もう一つは福祉避難所ということで支援を必要とする方、もしくはそのご家族の方ということで2ヵ所設置となったところであります。そうしたところの情報というのは、幸い通信はできましたので、紙ベースの他、随時、そういった電話等、そういったもので、何時現在何人いるということでの推移の確認等も行いながらやりとりをしたというように聞いております。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 先程の答弁にもありましたけれども、町当局もこの有効性というものを受けているということですので、早めの対応がやはり必要かというように思っています。また、本町の防災アプリということで、LINE もありますし、この防災ガイドブックを見ますとYahoo!防災速報、NHK ニュース・防災、LINE というようなところがありますけれども、このLINE にはどのくらいの、今現在、数が登録されているのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 防災ガイドブックに掲載しておりますいわゆる災害情報等の入手方法について例示をしているところであります。町の方で入力したデータがそのままNHK データ放送ということで、文字でテレビから映し出されるというものの他に、汎用でありますけれども、Yahoo!防災速報でありますとか、NHK ニュース・防災といったサイトも紹介しているところです。ただ、こちらについては、それぞれのスマートフォンでそれぞれインストールしていただくという形になりますので、町でどれぐらいの人がそういったアプリをインストールされているかということについては把握しておりません。

ただし、防災情報について改めて LINE の方でお知らせをするということにも、町の防災情報ですけれども、しておりますので、そういった観点からするとより多くの方から LINE に登録してもらって町の情報、実は今回の大雨の被害を受けての新たな取り組みとして、行政防災無線の情報を速やかに LINE でお知らせするという取り組みも始めました。そういったところで LINE の方には防災情報だけではなく、行政防災無線から放送されるものも入ってきますが、そういったところの新しい取り組みの中で防災情報の入手というものをより身近に多くの方からしていただければというように考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） アプリの方は登録数、分かっていないということでありましたけれども、この辺はLINE から聞くことはできないのかもしれませんが、できれば、やはり防災の観点からどのくらいの人が登録されているか、町でアンケートなり様々なところで把

握しておくべきかなというように思っておりました。

それから、防災アプリ、情報収集アプリというところで調べてみたところ、山形県の方がIBMの災害対応情報システムというものを採用されているようでした。これには迅速な判断が可能な、様々なメディアを通じた防災情報の配信というところでありますけれども、これは県が実施しているのであって、町としてこれとのリンクとか、この辺は利用はされていないのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 私の認識としては、町のホームページ、もしくはそういうところからアクセスをしてそちらに誘導するといえますか、リンクを貼っているというところではありません。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） せっかく県がこういうようなシステムを導入しているというのでありますので、本町も一緒になって行うというのはいいのかというように思いますし、またこの防災の情報アプリも各社から、自分で調べたところ六つくらいありますけれども、数点あるようでした。これを導入するにあたって、三川町単独で行うというのは、やはりこのスケールメリットからすると少しお金がかかりすぎるのかというようになところを懸念しますと、様々な災害が起きれば、この辺は地域が一緒ですので、できれば庄内地域、鶴岡市、酒田市、庄内町、遊佐町を含めて共通のアプリを使って、どこに避難しても同じ情報で町の対策本部とかに情報が集まるようなシステムにしていったら有効かというように思いますけれども、この辺の見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありましたとおり、すでに導入している自治体ということですが、私の認識しているのは、県単位で防災といえますかアプリを導入しているというところがありました。それで私も例えば風水害だけではなくて、地震ということで広域的な災害に見舞われた場合、避難者というのは必ずしもその町の避難所に町民だけが来るというものではないということと併せて、町民が他市町に避難するということも想定できるわけです。

そうした場合、広域的な防災アプリによって、それぞれの市町村の避難所にどなたが避難しているのかというのはなかなか個人情報もありますので、どこまで照会といえますか公開できるか分かりませんが、よく大規模になると、避難先に自分の探している人がいないとか、そういった例が見られますので、最新のそういったアプリを活用することによって、広域的な災害被害が及んだ場合、誰がどこに避難しているのかというのがもう瞬時に分かるというシステムは非常に有効かと思います。ただ、そういった多機能といえますか、非常に複雑なソフト、システムでありますと、当然高額といえますか運用経費もかかるでしょうから、やはり運用にあたっては広域災害といえますか、そういったものを前提とした広域的な取り組みというの、やはり必要なのではないかというように私も考えるところであります。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） プレミアム付商品券の電子化について伺います。ただいまの町長の答弁でありますと小売店での整備になかなか手間取っていると、また、現金主義の方がまだ多いというようなことでありましたけれども、世の中はだんだんキャッシュレスの方に進んでいるというように思います。また、今までのプレミアム付商品券ですと、まず最初に印刷、紙ベースだと印刷で多額の費用がかかり、それを配布するところに手数料を払い、回収したものをまた集計して現金化して商店に届けるというような、ものすごい莫大な、本来プレミアムに使えばいい部分を結構事務手続なりそういうところで失われているのではないかと思いますけれども、この辺についてはやはり今の電子化にすれば早く決済もできるし、その分予算の大部分をプレミアムに付けられるというように考えますが、見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） キャッシュレスでのプレミアム付商品券の活用についてのご質問でございました。今、ご指摘がありましたとおりに、プレミアム付商品券に付随する様々な経費というものが生じておるわけでございますけれども、町長答弁にもありましたとおりに、現時点で使える店舗の関係もございますので、その意味では現在キャッシュレス商品券を進めるということでのメリットとデメリット、それを使える方の範囲の話になるわけですが、その関係からしますと現時点ではもう少し様子を見た方がいいのかと。そしてお話がありました様々な経費についても、それをプレミアム付商品券に使えるのではないかとご指摘ですが、その分につきましてはただいまお話ししましたとおりに、現時点でキャッシュレスの方向に進めないとしたら、それは必要経費であるというように考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 最初の導入当時はやはりまだ慣れていなくて、キャッシュレスは少し自分も進みすぎかなというような考えですが、今ここに至ってはほとんどの方がキャッシュレス結構進んでいると思います。全員というのは、さすがにこれは難しいんですけれども、やはり世の中、普及するには必ず最初から全員というのはあり得ませんので、だんだん商工会と協議するとは言っておりましたけれども、本腰を入れて町の方から主導的に進めていくべきかというように思っております。

次に、モバイル通信を利用した情報提供ということで、今までは町から情報が流れていくばかりというところでありましたけれども、やはりきめ細かな情報を吸い上げるためには町民がモバイル通信を使って、また位置情報が今のモバイルにはありますので、そういう点からいうと速さも正確さもあるのかというように思いますけれども、町として様々な機器とか様々な情報を集めるためのモバイル情報、集める方の検討はするべきというように思いますけれども、見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町長答弁にもありましたが、現時点で町のホームページ、それから LINE 等を活用しながら、情報収集も一部行っております。具体的には事業参加する

場合について、いわゆるフォーマットを活用し、そこにモバイルで申し込みをしてもらうというような情報収集は行っているところでもあります。ご質問があったように、例えば道路が修繕が必要な箇所があるというような公共的な有益な情報について、住民の皆さまから時間をかけず、早急に情報提供いただくということについては、大変有効な部分はあるというようには認識しております。

ただ、一方、デメリットという部分もあるのではないかと考えております。いわゆる今、一般的に SNS を使った誹謗中傷というものもありますし、公益的な情報提供であればいいんですが、単なる個人的な要望ですとか、苦情というものも寄せられるということが十分想定されますので、こういったことを鑑みながら、なるべく有効な情報提供が集められるように検討はしていきたいというようには捉えおります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） そうというような誹謗中傷というところがあります。世の中の文明、初めは様々なリスクはあります。そのリスクを背負いながらできるところから行っていくというのは行政だというように思いますので、そういう知らない情報も来ると、それは想定済みで、そんな人はこの辺にはいないとは思いますが、それも踏まえて進めていければというように思います。

最後に、町民がデジタルに取り残されないために、デジタル支援員、これは考えていくことでありますので、ぜひ考えていってほしいんですけれども、今町が進めています小グループの出張を行っているということですが、どうですか、なかなか集まらないのではないかとこのように思います。私も 2 年前、町の町民講座で通信の教室に行きましたけれども、全然自分はスイッチの入れ方からこういうことをできるよなんていうのを色々聞きながらあと 30 分、1 時間終わってしまったと。このために来たのではないよねと隣の人と話した記憶があります。

このデジタルというのは、本当に始まってから結構経つものですから、その人その人のスキルが全然雲泥の差、全く持っていない人もいますので、こういう隅の隅まで行うためには、やはりその人のスキルに合わせた指導というか、そういう支援員が必要かというように思いますけれども、先程行うと言っていましたけれども、この辺国の制度なり公務員、新しく来年度、これは町長か副町長に聞かないといけない。来年度から採用するにあたってそういうスキルを持った人を採用する、または国とか県からそういう人を派遣してもらうというようなところで、町民があそこに行ったらいつでも教えてもらえると、あそこに行ったらデジタルはみんな分かるというような安心して取り組んでいきたい、町民が使えればいいなというように思いますけれども、この辺町長の考えをお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 国のデジタルの推進にあたっては、内閣府にデジタル田園都市国家戦略という部門があるわけですが、ここには国の霞が関の職員と民間の企業から派遣された職員がこれからのデジタルについての整備を進めるというようなことで、しかも町野議員承知のとおり、システムそのものを国が一括して行うというようなことでの取り組みを



進めているというようなことでありますので、より地方公共団体においては利用しやすいような環境になるだろうというように思います。そのための支援員というのは、国がしっかりとした技術者がいるというようなことで、その制度もあるわけでありまして、今後の推移を見ながら対応させていただきたいと、このように思うところであります。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 今後の推移を見ながらという前に何かぶら下がっていますけれども、推移は推移として町としてこれから町民にデジタルを普及させるという意気込みから、来年度以降でなければ今からすぐでもそういう部署を作って行うというそんな意気込みを聞きたいなというように思いますけれども、それを聞いて私の質問を終わりたいと思いますけれども、町長、副町長ですかね、意気込みをお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 先程町長答弁でありました小グループを対象とした出張講座というところにつきましては、企画調整課の職員が現場に出向きまして行うというところであり、今年度1回の事例、8月の末に天神堂町内会で実施したところであります。その際は小グループを対象としているというところで6人の参加だったかと思いますが、それに対して2人の職員が行ったということで、確かにレベルの差が一人ひとりにはあったんですが、ある程度きめ細かい対応ができたというようには認識しております。中にはスマートフォンを持っていない方も参加していただいたというところで、その参加によりスマートフォンの有効性が理解していただけたのではないのかというようには思っております。

こういった中で、今後更にこういった開催要望があった際には町長答弁でも申し上げていますが、国の制度を活用してということと考えております。企画調整課内での内部での協議をしている中では、国の制度、デジタル支援員というような制度もありますが、または地域おこし協力隊をこういった分野に活用できないかというようなことも話し合っておりますので、こういったことを念頭に今後更なる検討を進めたいというように考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 以上で9番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これをもって散会とします。

（午後 8時46分）

## 令和6年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和6年9月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 小野寺 正 樹 議員    2 番 佐 藤 栄 市 議員    3 番 小 林 茂 吉 議員  
4 番 佐久間 千 佳 議員    5 番 砂 田 茂 議員    6 番 鈴 木 淳 士 議員  
7 番 鈴 木 重 行 議員    8 番 成 田 光 雄 議員    9 番 町 野 昌 弘 議員  
10 番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|                                                    |                                    |
|----------------------------------------------------|------------------------------------|
| 阿 部 誠 町 長                                          | 石 川 稔 副 町 長                        |
| 齋 藤 正 志 教 育 長                                      | 高 橋 誠 一 総 務 課 長                    |
| 佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長                                  | 鈴 木 亨 町 民 課 長 兼<br>会計管理者兼会計課長      |
| 鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼<br>地域包括支援センター長                     | 本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併<br>教育課学校教育主幹 |
| 須 藤 輝 一 産業振興課長併<br>農業委員会事務局長                       | 本 間 純 建 設 環 境 課 長                  |
| 中 條 一 之 教育委員会教育課長兼<br>公民館長兼文化交流館長併<br>農村環境改善センター所長 |                                    |
| 和 田 勉 監 査 委 員                                      | 庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長              |

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 加 藤 善 幸     | 議 会 事 務 局 長 | 飯 鉢 凜 書 記   |
| 遠 渡 蓮 書 記   |             | 佐 藤 裕 太 書 記 |
| 井 上 史 則 書 記 |             |             |

6. 会議事件は次のとおりである。

#### 議 事 日 程

○ 第 3 日          9月5日（木）          午前9時30分開議

|       |                               |                                            |
|-------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議第45号                         | 令和5年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について                  |
| 日程第 2 | 議第46号                         | 令和5年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第 3 | 議第47号                         | 令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第 4 | 議第48号                         | 令和5年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について              |
| 日程第 5 | 議第49号                         | 令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第 6 | 議第50号                         | 令和5年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について             |
| 日程第 7 | 請願審査委員会報告（総務文教常任委員会）<br>請願第1号 | 国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願 |

○ 散 会

○議 長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第1、議第45号「令和5年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第2、議第46号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第3、議第47号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第4、議第48号「令和5年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第5、議第49号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第6、議第50号「令和5年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第45号「令和5年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、議第46号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第47号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第48号「令和5年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第49号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第50号「令和5年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和5年度の三川町一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、会計管理者より去る6月30日付けで地方自治法第233条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月8日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて地方自治法第241条第5項の規定に基づき該当の基金運用調書について、さらに地方公共団体の健全化に関する法律第3条の規定に基づき財政健全化判断比率について付託をいたしたところであります。

審査の結果につきましては、8月19日付けをもちまして監査委員から意見を付して報告がございましたので、地方自治法第233条第1項の規定により、議会の認定を賜りたく提案いたします。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます財政健全化判断比率については、4指標のうち実質公債費比率は10.3、将来負担比率は98.7で、いずれも早期健全化

基準を下回っており、また、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字額がないことをご報告申し上げます。

また、各会計決算の概要につきまして会計管理者よりご説明申し上げますが、細部につきましては、審議の過程におきまして、それぞれ所管課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 会計管理者より概要説明を求めます。鈴木会計管理者。

○説明員（鈴木 亨会計管理者） 令和５年度三川町一般会計及び各特別会計決算の概要をご説明申し上げます。

本日配付しました資料は、７ページに編綴しました「令和５年度三川町各会計決算の概要」と、各会計の決算状況を集計表にまとめました「令和５年度三川町各会計決算概要一覧」であります。また、「令和５年度三川町各会計決算の概要」によりご説明申し上げます。

なお、説明内容は、すべての会計について「１．決算の総括」のみとさせていただきます。

それでは、「令和５年度三川町各会計決算の概要」の１ページをご覧ください。

初めに、「一般会計」について申し上げます。

歳入総額は５億４,５６４万４,２１３円、歳出総額は５億３,４９０万３,９１４円、歳入歳出差引額は３億２,０７４万２,２９９円であります。翌年度に繰り越すべき財源は３７８万７,０００円であり、この財源を差し引いた実質収支額は３億１,６９５万３,２９９円であります。また、前年度実質収支額は３億４,６７５万１,９２２円で、令和５年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は２,９７９万８,６２３円の赤字であり、単年度収支額に財政調整基金積立金１億７,３７０万円を加算し、財政調整基金取崩額９,７００万円を差し引いた実質単年度収支額は４,６９０万１,３７７円の黒字であります。

次に、３ページの「国民健康保険特別会計」について申し上げます。

歳入総額は７億５,１０７万３,６１８円、歳出総額は７億１,５２４万７,９５１円、歳入歳出差引額は３,５８２万５,６６７円、翌年度に繰り越すべき財源は０円であることから、実質収支額は歳入歳出差引額と同額であります。また、前年度実質収支額は１,４０７万４,１３５円であり、令和５年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は２,１７５万１,５３２円の黒字となりました。これに国民健康保険事業基金積立金３,０００円を加算し、国民健康保険事業基金取崩額１,４７１万５,０００円を差し引いた後の実質単年度収支額は７０３万９,５３２円の黒字であります。

次に、４ページの「後期高齢者医療特別会計」について申し上げます。

歳入総額は１億２４１万９,４２５円、歳出総額は９,５８７万４,０２９円、歳入歳出差引額及び実質収支額は６５４万５,３９６円であります。また、前年度実質収支額が２８１万１,３００円であり、令和５年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は３７３万４,０９６円の黒字であります。

次に、５ページの「介護保険特別会計」について申し上げます。

歳入総額は８億２,４５７万６,５４１円、歳出総額は８億１,２０４万８,２２０円、歳入歳出差引額及び実質収支額は１,２５２万８,３２１円であります。また、前年度実質収支額が３,４０６万１,５０３円

であり、令和５年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は、2,153万3,182円の赤字であります。介護給付費準備基金積立金は、1,845万6,222円で、介護給付費準備基金取崩額は0円であるため、単年度収支額に介護基金積立金を加算した実質単年度収支額は、307万6,960円の赤字であります。

次に、６ページの「農業集落排水事業特別会計」について申し上げます。

歳入総額は1億6,618万112円、歳出総額は1億5,961万9,493円、歳入歳出差引額及び実質収支額は656万619円の黒字であり、この残額は、農業集落排水事業が地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による下水道事業会計へ引き継いでおります。

最後に、７ページの「下水道事業特別会計」について申し上げます。

歳入総額は4億254万600円、歳出総額は3億9,585万7,170円、歳入歳出差引額及び実質収支額は668万3,430円の黒字であり、この残額においても、下水道事業が地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による下水道事業会計へ引き継いでおります。

以上で、令和５年度三川町一般会計及び各特別会計決算の概要説明といたします。

○議長（志田徳久議員） 次に、監査委員より各会計決算について、審査結果の報告を求めます。和田監査委員。

○説明員（和田 勉監査委員） 令和５年度各会計決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第２項、同法第241条第５項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条の規定により、令和６年７月８日に付託されました令和５年度三川町各会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金及び財政健全化判断比率を三川町監査委員条例並びに監査基準をもとに審査いたしましたので、その審査結果について「審査意見書」によりご報告を申し上げます。

初めに、各会計の決算に係る審査意見を申し上げます。

１ページをご覧ください。

１に掲げております審査対象の決算について、２の日程により審査いたしました。

次に、２ページをご覧ください。

審査の手續につきましては、町長から提出されました各決算書類を関係諸帳簿及び証書類と照合し、収支命令に符合しているか、計数及び収支が正確かつ適法であるか、また、予算の目的に沿って事務事業が効果的・経済的に執行されているかなどに主眼を置き、試査の方法により審査いたしました。その結果、各会計の歳入歳出決算は計数に誤りがなく、内容についても不正・不当なものがなかったもので、適正であると認められるものであります。

次に、審査所見を申し上げます。

２１ページをお開きください。

なお、本来であれば定期監査において取り扱いする内容であります。決算書を形成するための背景となっている事務事業の執行状況について検討をいただく見地から、決算審査において申し述べております。

審査所見。令和５年度の各会計の決算審査意見書で述べた内容に加え、毎月実施してお

ります例月現金出納検査や定例監査における指摘事項の改善に向けた取り組み内容を確認するとともに、事業運営が適正かつ効果的に執行されているかなどについて審査いたしました。その結果、今後の事務事業の執行に向けて検討を要すると思われる事項について、3点申し述べます。

1点目は「みかわエコチャレンジについて」であります。

ごみの減量化に向けて実施している「生ごみ処理機購入補助金」について、近年実績がない状態が続いているため、今後の取り扱いについて検討が必要であると判断いたしました。一方、リサイクル・リユースによりごみの減量化に取り組むことを目的といたしました「みかわエコチャレンジ」において、イオンモール三川を会場に実施した「幸服リレー」は一定の成果が認められたことから、事業内容を町民に対し幅広くPRするとともに、利用者の拡大が図られるような新たな事業の企画等について検討が必要であると判断いたしました。

2点目の「新農業所得構造改革推進事業について」であります。

令和5年度は前年度を上回る取り扱い実績となっているものの、「園芸等生産向上推進事業」の予算の執行率が70.4%にとどまり、計画を下回る実績となっております。

また、稲作は記録的な猛暑による高温障害で品質が大幅に低下し減収となるなど、大きな被害が出ていることから、「暑さに強い米づくり」など、常態化する異常気象に対する支援策について検討が必要であると判断いたしました。

最後の3点目の「三川町文化交流館の施設管理について」であります。

敷地内の高木の枝が周辺の宅地に越境しているなどの状況に対しまして補正予算を措置し、大規模な伐採や剪定作業を実施し対策を講じておりますが、敷地内には高木が依然として散在していることから、今後の取り扱いについて検討が必要であると判断いたしました。

また、指定管理者である「山野草愛好会」が施設の維持管理を行っておりますが、会員の高齢化や男性会員が少なく作業負担が大きくなってきている状況にあると思慮されたことから、安全な作業と安定した施設管理に繋がるような支援方法について検討が必要であると判断いたしました。

以上が審査所見であります。

次に、定額資金運用基金に係る審査意見を申し上げます。

22ページの審査結果に申し述べましたとおり、三川町育英奨学基金については、経理に誤りなく、計数は正確で、設置目的に従い運用されていると認められたところであります。

最後に、23ページの財政健全化に係る審査意見を申し上げます。

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成されており、財政が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められるものであります。

以上、決算審査の結果並びに所見を申し上げますが、今後も引き続き財政の健全化と町民の福祉増進に向けて一層の努力を期待し、決算審査報告といたします。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本案の提案に対する説明及び報告を終了します。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。本案については、議長を除く 9 人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く 9 人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長において、議長を除く 9 人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く 9 人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託しました件については、会議規則第 4 5 条第 1 項の規定により、9 月 6 日まで審査を終えるよう、期限を付けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は 9 月 6 日まで審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第 7、「付託事件の委員会審査期限延期要求」の件を議題とします。

総務文教常任委員会に付託した請願第 1 号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願」の件については、昨日中に審査を終えるよう期限を付けましたが、別紙のとおり、審査期限の延期要求が提出されております。

本件について、総務文教常任委員会委員長より延期理由の説明を求めます。6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員）

## 委 員 会 審 査 期 限 延 期 要 求 書

令和 6 年 9 月 4 日まで審査を終えるよう付託された下記事件は、いまだ結論を得るに至らなかったもので、次の議会定例会まで期限を延期されるよう、会議規則第 4 5 条第 2 項の規定により要求します。

記



付託事件

請願第1号 国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願

令和6年9月5日

三川町議会総務文教常任委員会  
委員長 鈴木 淳 士

三川町議会議長 志 田 徳 久 殿

この件につきまして、審査の経過についてご報告いたします。

昨日9月4日の午前9時30分から紹介議員の砂田議員より趣旨説明をいただいた後、意見陳述、討論を行ったところ、調査を深め、慎重に取り扱うべきとの意見が多く出され、採決の結果、継続審査となりましたことをご報告いたします。

○議 長（志田徳久議員） ただいま総務文教常任委員会委員長より会議規則第45条第2項の規定により、審査期限を次の定例会まで延期したい旨の要求がありました。

本件は、委員会要求のとおり、審査期限を延期することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は審査期限を委員会要求のとおり、次の議会定例会まで審査期限を延期することに決定いたしました。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会とします。

（午前 9時56分）

## 令和6年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和6年9月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |            |     |            |     |            |
|------|------------|-----|------------|-----|------------|
| 1 番  | 小野寺 正 樹 議員 | 2 番 | 佐 藤 栄 市 議員 | 3 番 | 小 林 茂 吉 議員 |
| 4 番  | 佐久間 千 佳 議員 | 5 番 | 砂 田 茂 議員   | 6 番 | 鈴 木 淳 士 議員 |
| 7 番  | 鈴 木 重 行 議員 | 8 番 | 成 田 光 雄 議員 | 9 番 | 町 野 昌 弘 議員 |
| 10 番 | 志 田 徳 久 議員 |     |            |     |            |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|                                                    |                                    |
|----------------------------------------------------|------------------------------------|
| 阿 部 誠 町 長                                          | 石 川 稔 副 町 長                        |
| 齋 藤 正 志 教 育 長                                      | 高 橋 誠 一 総 務 課 長                    |
| 佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長                                  | 鈴 木 亨 町 民 課 長 兼<br>会計管理者兼会計課長      |
| 鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼<br>地域包括支援センター長                     | 本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併<br>教育課学校教育主幹 |
| 須 藤 輝 一 産業振興課長併<br>農業委員会事務局長                       | 本 間 純 建 設 環 境 課 長                  |
| 中 條 一 之 教育委員会教育課長兼<br>公民館長兼文化交流館長併<br>農村環境改善センター所長 |                                    |
| 和 田 勉 監 査 委 員                                      | 庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長              |

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸 議会議務局長 飯鉢 凜 書記  
井上史則 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

## 議 事 日 程

○ 第 7 日            9月9日 (月)            午前9時30分開議

日程第 1 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告  
(決算審査特別委員会委員長報告)

日程第 2 議第 51 号 三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第 5 2 号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第 4 議第 53 号 三川町教育委員会教育長の任命について

日程第 5 (別紙) 三川町議会議員の派遣について

○ 閉 会

○議長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（志田徳久議員） 日程第1、「決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 決算審査特別委員会付託事件の審査結果についてご報告申し上げます。

### 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告書

#### 1. 開会の日時及び場所

令和6年9月5日午前9時56分から午後2時7分まで、9月6日午前9時30分から午後2時まで三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 9月5日 9名、 9月6日 9名

3. 欠席委員 9月5日 なし、 9月6日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

#### 5. 審査事項

議第45号 令和5年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定の件

議第46号 令和5年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第47号 令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第48号 令和5年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第49号 令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第50号 令和5年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

#### 6. 審査の経過

◎ 年長委員 小林茂吉委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に佐久間千佳委員が当選した。

つづいて、委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に町野昌弘委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員による全体会議により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

#### 7. 審査の結果

付託された各会計決算は、認定を与えることが妥当であると決定した。

以上、特別委員会における審査の状況について報告いたします。

令和6年9月9日

三川町議会決算審査特別委員会  
委員長 佐久間 千佳

三川町議会議長 志田 徳久 殿

○議 長（志田徳久議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたことと思いますので質疑を終結します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決を行います。

各会計決算の認定の件は、6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として決定されております。

○議 長（志田徳久議員） 初めに、議第45号「令和5年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第45号「令和5年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第46号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第46号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第４７号「令和５年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ９ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第４７号「令和５年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第４８号「令和５年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ９ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第４８号「令和５年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第４９号「令和５年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ９ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第４９号「令和５年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第５０号「令和５年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ９ 名 不起立 ０ 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第５０号「令和５年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。日程第２及び日程第３、以上２件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第２及び日程第３、以上２件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第２、議第５１号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第３、議第５２号「山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更」

の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第51号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」並びに議第52号「山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることなどに併せて、関連する規定を整備するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

質問はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） 条例制定及び規約の一部変更の2件を一括して審議いたしました  
が、採決は区分して行います。

最初に議第51号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第51号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第52号「山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第52号「山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第4、議第53号「三川町教育委員会教育長の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議 長（志田徳久議員） 職員に議案を朗読させます。

( 書 記 朗 読 )

○議 長（志田徳久議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第53号「三川町教育委員会教育長の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、現教育長であります齋藤正志氏が10月31日をもって任期満了となることから、再度、齋藤氏を教育長に任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて、齋藤氏の主な経歴等を申し上げますと、昭和59年3月に日本体育大学体育学部体育学科を卒業後、同年4月より三川町立押切小学校に勤務され、以来、酒田飽海地区の小学校教諭を歴任後、平成20年に教頭、平成28年に酒田市立松山小学校校長に就任され、令和4年3月酒田市立亀ヶ崎小学校校長を退職されるまでの38年間にわたり、地域の義務教育の振興発展に大きく貢献されております。

本町におきましては、令和4年4月からみかわ保育園幼稚園園長、令和5年4月から教育長の職に就いていただいております、特に学校教育の分野においては、これまでに培った知見と経験を生かした強いリーダーシップを発揮され、本町教育の振興発展に全力を傾注いただいているところであります。

このように齋藤氏は、これまでの教育現場での豊富な経験と多様な識見により、本町教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信いたしており、教育長として最適任者であることから、再度、任命いたしたく、ご提案申し上げる次第でありますので、何卒ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議 長（志田徳久議員） これから、議第53号「三川町教育委員会教育長の任命」の件を採決します。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

( 議 場 閉 鎖 )

○議 長（志田徳久議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に1番 小野寺正樹議員、2番 佐藤栄市議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

○議 長（志田徳久議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配布漏れなしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 配布漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。



(投票箱点検)

○議 長(志田徳久議員) 異常はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○議 長(志田徳久議員) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

1 番 小野寺正樹議員、2 番 佐藤栄市議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議 長(志田徳久議員) 開票の結果を報告します。

投票総数 9 票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票 9 票。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票、以上のとおり、全員賛成であります。

したがって、議第 5 3 号「三川町教育委員会教育長の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議 長(志田徳久議員) 先程、議第 5 3 号におきまして、教育長に選任されました齋藤正志氏が議場におられますので、ご登壇いただき、ご挨拶をお願いいたします。齋藤教育長。

○説明員(齋藤正志教育長) 一言、御礼を述べさせていただきます。

先程、教育長の再任について、皆さま方からご承認をいただき、大変ありがとうございます。私としては今まで務めた 1 年半、自分としてはまだできていないことが多くて、何も進んでいないという思いでいましたので、皆さま方からご承認いただいたのは、これから頑張れというエールをいただいたものだと思っています。今後も三川町の教育、それから子どもたちのために自分の考えられること、皆さま方と一緒に進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

せっかくの場でもありますので、1 年半務めさせていただいたことで感じていることをお話しさせていただきます。まず社会教育部門ですが、文化、芸術それからスポーツ部門で大変町民の皆さまが活発に活動している姿を見させていただきました。どの事業でも明るく元気に活動している方が大変多く、それに教育委員会として関われることは大変うれしいことだ

なというように感じました。

それから、子どもたちの学校教育部門については、どの会議にやはり出ても議員の皆さまをはじめ町民の皆さまが子どもたちのためにという思いを強く持ちながら発言していただいていること、それから学校の校長先生方にお聞きしても地域の協力それから学校に対する思い、大変熱く感じている、自分たちも一生懸命行わなければならないということを感じているということを常々申します。そういう意味では三川町の子どもたちは本当に幸せな環境で教育をしていると私自身思っております。それに関われるということは大変幸せなことですし、子どもたちのためにさらに良いことを進めていきたいと今自身思っているところです。

皆さんもご存知のとおり、教育というのは今日指導したから明日から子どもたちの活動がいきなり劇的に変わるものではありません。花開くものでもありません。それよりも毎日こつこつと指導していくことが子どもたちの将来、子どもたちが成人になったときに役に立つ、そういうものが教育だと思っています。そういうことを考えながら子どもたちのより良い未来のために様々な方策を打っていきたいと思いますので、今後もしもご指導ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、一言ご挨拶とさせていただきます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

- 議 長（志田徳久議員） 日程第5、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。

（書 記 朗 読）

- 議 長（志田徳久議員） 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

- 議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和6年第4回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

（午前10時07分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、  
ここに署名する。

令和6年9月9日

三 川 町 議 会 議 長

三川町議会議員 3 番

三川町議会議員 4 番